

# 大鹿村地域防災計画 資料編

令和8年3月

大鹿村防災会議



## 目次

基本	1
基本—1 防災関係機関	2
基本—2 土砂災害警戒区域一覧	5
基本—3 砂防指定地一覧	10-2
基本—4 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）一覧	10-3
基本—5 地すべり防止区域（土木）（地すべり等防止法）一覧	10-3
基本—6 危険物施設の状況	12
基本—7 火災損害額・出火率	12
基本—8 消防機械の現況	12
基本—9 住家被害程度の認定基準	13
基本—10 住家被害程度の適用範囲	14
基本—11 緊急告示医療機関一覧	14
基本—12 災害拠点病院	14
基本—13 災害用医薬品備蓄場所一覧	15
基本—14 災害用衛生材料備蓄場所一覧	15
基本—15 広域防災拠点計画	16
基本—16 自動車運転者の執るべき措置	17
基本—17 災害時における緊急通行車両の確認（長野県公安委員会が行う場合）	19
基本—18 水防倉庫の状況	22
基本—19 災害対策用ヘリポート一覧表	23
基本—20 ヘリポート位置図	24
基本—21 指定避難所一覧	26
基本—22 自治会避難所一覧	27
基本—23 災害救助法による救助の基準	28
基本—24 激甚災害指定基準	33
基本—25 局地激甚災害指定基準	35
基本—26 災害弔慰金の支給基準	36
基本—27 災害障害見舞金の支給基準	36
基本—28 災害援護資金の貸付けの斡旋基準	37
基本—29 県防災行政無線番号表	38
基本—30 屋外子局等一覧	39
基本—31 移動系無線一覧	40
基本—32 災害情報の伝達・広報文例	41
基本—33 地震対策のチェックポイントと補強対策	48
基本—34 文化財の防火施設の設置状況	49
様式	50
様式—1 災害概況即報と被害状況即報	51
様式—2 火災即報	53
様式—3 緊急消防援助隊等の応援要請等	54

様式—4	緊急通行車両等事前届出書	56
様式—5	罹災証明書等	57
様式—6	避難者名簿	61
様式—7	様式第1号(概況速報)	63
様式—8	様式第2号(人的および住家の被害)	64
様式—9	様式第2-1号(避難指示等避難状況報告)	65
様式—10	様式第3号(社会福祉施設被害) (職業訓練施設被害)	66
様式—11	様式第5号(農業関係被害)	67
様式—12	様式第6号(林業関係被害)	69
様式—13	様式第7号(土木関係被害)	75
様式—14	様式第9号(水道施設被害)	79
様式—15	様式第10号(廃棄物処理施設被害)	80
様式—16	様式第11号(感染症関係)	81
様式—17	様式第12号(医療施設被害)	83
様式—18	様式第13号(商工関係被害)	84
様式—19	様式第14号(観光施設被害)	86
様式—20	様式第15号(教育関係施設被害)	87
様式—21	様式第17号(所有財産被害)	88
様式—22	様式第19号(火災速報)	90
様式—23	様式第19-2号(危険物等の事故による被害)	91
様式—24	様式第21-1号(被害状況総括)	92
様式—25	様式(県及び近隣市町村への応援要請)	93
様式—26	様式(指定行政機関に対する派遣要請)	94
様式—27	様式(自衛隊派遣要請)	95
様式—28	様式(長野県消防防災航空隊出動要請)	96
様式—29	様式(避難所の設置及び収容状況)	97
様式—30	様式(被災証明申請書)	98
様式—31	様式(被災証明書)	99
様式—32	様式(危険箇所調査)	100
様式—33	様式(緊急通行車両確認)	101
協定		102
協定—1	協定書等一覧	103
条例・規則		106
条例・規則—1	大鹿村防災会議条例	107
条例・規則—2	大鹿村地震災害警戒本部条例	109
条例・規則—3	大鹿村消防団規則	111
条例・規則—4	大鹿村無線施設設置及び管理に関する条例	117
条例・規則—5	長野県災害義援金配分委員会会則	119
条例・規則—6	要配慮者施設避難確保計画(水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2 関係)	121

# 基本

## 基本— 1 防災関係機関

### 1. 村及びその出先機関等

名称	郵便番号	所在地	電話番号
大鹿村役場	399-3502	大鹿村大河原 354	0265-39-2001
大鹿村教育委員会	399-3502	〃 大河原 391-2	0265-39-2100

### 2. 県及びその出先機関等

名称	防災事務 担当部課	郵便番号	所在地	電話番号
長野県庁	危機管理部 危機管理防災課	380-8570	長野市南長野字 幅下 692-2	026-235-7184 026-232-0111 (夜)
長野県企業局	総務係	380-8570	〃	026-235-7371
長野県教育委員会 事務局	教育総務課 総務係	380-8570	〃	026-235-7421
長野県議会事務局	総務課庶務係	380-8570	〃	026-235-7411
南信州地域振興局	総務管理課	395-0034	飯田市追手町 2- 678	0265-53-0402 0265-23-1111
飯田保健福祉事務 所	総務課	395-0034	〃	0265-53-0442 0265-23-1111
飯田建設事務所	整備課 整備第三係	395-0034	〃	0265-53-0455 0265-23-1111

### 3. 指定地方行政機関及び出先機関

名称	郵便番号	所在地	電話番号
中部森林管理局 南信森林管理署	396-0023	伊那市山寺 1499-1	050-3160-6060
伊那谷総合治山事業所 小渋川治山事業所	399-3501	大鹿村鹿塩 420-2	0265-39-2310
南信森林管理署大鹿森林事業所	399-3502	大鹿村大河原 883	0265-39-2221
大鹿郵便局	399-3502	大河原 921-2	0265-39-2142
鹿塩郵便局	399-3501	鹿塩 392-7	0265-39-2342
飯田労働基準監督署	395-0051	飯田市高羽町 6-1-5 飯田高羽合同庁舎	0265-22-2635
中部地方整備局 天竜川上流河川事務所	399-4114	駒ヶ根市上穂南 7 番 10 号	0265-81-6411
中部地方整備局 飯田国道事務所	395-0024	飯田市東栄町 3350	0265-53-7200
〃 飯田維持出張所	395-0814	飯田市八幡町 427-1	0265-22-5080

名称	郵便番号	所在地	電話番号
中部地方整備局 天竜川ダム統合管理事務所	399-3801	上伊那郡中川村大草 6884-19	0265-88-3729

#### 4. 指定公共機関及びその他出先機関（抜粋）

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
東海旅客鉄道(株)飯田支店	395-0000	飯田市上飯田 5356 番地	0265-22-7082
中部電力(株)飯田営業所	395-8622	// 吾妻町 100	0120-985-232
東日本電信電話(株)長野支店	380-8519	長野市新田町 1137-5	026-225-4404

#### 5. 指定公共機関及びその他出先機関（抜粋）

機関名	防災事務 担当部課	郵便番号	所在地	電話番号
伊那バス株式会社	事務課	396-0026	伊那市西町 5208	0265-72-5111
飯田エフエム放送(株)		395-0033	飯田市常磐町 41	0265-21-7630
(株) 飯田ケーブルテレビ放送		395-0823	飯田市松尾明 7590-1	0265-52-5406

#### 6. 公共団体等

団体名	郵便番号	所在地	電話
大鹿村商工会	399-3502	大鹿村大河原 354	0265-39-2381
みなみ信州農業協同組合 大鹿事業所	399-3502	大鹿村大河原 3395-2	0265-39-2101
飯伊森林組合大鹿事業所	399-3502	大鹿村大河原 362-2	0265-39-2380

#### 7. 警察関係

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
長野県警察本部	380-8510	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-233-0110
飯田警察署	395-0013	飯田市小伝馬田 1-3541-2	0265-22-0110
大鹿駐在	399-3502	大鹿村大河原 628	0265-39-2110

#### 8. 消防関係

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
飯田広域消防本部警防課	395-8533	飯田市東栄町 3345	0265-23-0119
飯田広域消防高森消防署	399-3101	高森町山吹 5920	0265-35-0119

## 9. 陸上自衛隊

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第13普通科連隊	390-8508	松本市高宮西1-1	0263-26-2766
自衛隊長野地方協力本部	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎	026-233-2108

## 10. 隣接市町村

機関名	防災事務 担当部課	郵便番号	所在地	電話番号
飯田市	危機管理室 防災係	395-8501	飯田市大久保町2534	0265-22-4511 内線 2431
松川町	総務課 危機管理係	399-3303	松川町元大島3823	0265-36-7021
高森町	総務課 防災安全係	399-3193	高森町下市田2183-1	0265-35-3111(代) 0265-35-9402
阿智村	〃	395-0303	阿智村駒場483	0265-43-2220
豊丘村	〃 総務係	399-3295	豊丘村大字神稲3120	0265-35-3311(代) 0265-35-9050
喬木村	〃 庶務係	399-1107	喬木村6664	0265-33-2001(代) 0265-33-5120
阿南町	〃 行政係	399-1511	阿南町東条58-1	0260-22-2141
平谷村	総務課	395-0601	平谷村354	0265-48-2211
根羽村	〃 総務係	395-0701	根羽村1762	0265-49-2111
下條村	〃 総務係	399-2101	下條村睦沢8801-1	0260-27-2311
売木村	〃	399-1689	売木村968-1	0260-28-2311
天龍村	〃 総務係	399-1201	天龍村平岡878	0260-32-2001
泰阜村	〃 庶務係	399-1895	泰阜村3236-1	0260-26-2111

## 基本—2 土砂災害警戒区域一覧

土石流

区域名	区域番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
梅の木沢	D06-417-001	○	○
大嵐沢	D06-417-002	○	○
弥生沢	D06-417-003	○	○
寺沢	D06-417-004	○	○
大萱沢	D06-417-005	○	○
女高沢	D06-417-006	○	
正神川	D06-417-007	○	○
黒川 (1)	D06-417-008	○	
黒川 (2)	D06-417-009	○	○
北高安沢	D06-417-010	○	○
高安沢	D06-417-011	○	○
南高安沢	D06-417-012	○	○
鹿塩川 1	D06-417-013	○	
大塩沢	D06-417-014	○	
南大塩沢	D06-417-015	○	○
小塩沢	D06-417-016	○	○
鹿塩川	D06-417-017	○	○
田島沢	D06-417-018	○	○
中尾沢	D06-417-019	○	
犬岩沢	D06-417-020	○	○
北垣外沢	D06-417-021	○	○

区域名	区域番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
万塩沢	D06-417-022	○	○
日影沢	D06-417-023	○	○
勝田沢	D06-417-024	○	○
文蔵沢 (1)	D06-417-025	○	○
文蔵沢 (2)	D06-417-026	○	○
文蔵沢 (3)	D06-417-027	○	○
ゲイロ沢	D06-417-028	○	○
万平沢	D06-417-029	○	
桐久保沢	D06-417-030	○	
沢戸沢	D06-417-031	○	
寺沢 (1)	D06-417-032	○	
松山沢	D06-417-033	○	
湯沢	D06-417-034	○	○
大沢	D06-417-035	○	○
荒木沢	D06-417-036	○	○
樽渡沢	D06-417-037	○	○
上唐沢	D06-417-038	○	
和合沢	D06-417-039	○	○
東万塩沢	D06-417-040	○	○
押出沢	D06-417-041	○	○

地すべり

区域名	区域番号	土砂災害警戒区域
大栗 A	J06-417-005A	○
大栗 B	J06-417-005B	○
中峰 (1) A	J06-417-007A	○
中峰 (1) B	J06-417-007B	○
梨原 A	J06-417-008A	○
梨原 B	J06-417-008B	○
梨原 C	J06-417-008C	○
梨原 D	J06-417-008D	○
大栗 2	J06-417-011	○
入谷 A	J06-417-013A	○
入谷 B	J06-417-013B	○
入谷 C	J06-417-013C	○
入谷 D	J06-417-013D	○
入谷 E	J06-417-013E	○
入谷 F	J06-417-013F	○
清水 (1)	J06-417-014	○
引の田 A	J06-417-016A	○
引の田 B	J06-417-016B	○
引の田 C	J06-417-016C	○
桃ノ平	J06-417-018	○
柳島 A	J06-417-019A	○
柳島 B	J06-417-019B	○
大塩 A	J06-417-204A	○
大塩 B	J06-417-204B	○
中峰 (2)	J06-417-206	○
河合 A	J06-417-207A	○
河合 B	J06-417-207B	○
河合 C	J06-417-207C	○
河合 D	J06-417-207D	○
中尾 (1)	J06-417-208	○
釜沢	J06-417-211	○
中洞 A	J06-417-212A	○
中洞 B	J06-417-212B	○
上青木 A	J06-417-213A	○

区域名	区域番号	土砂災害警戒区域
上青木 B	J06-417-213B	○
上青木 C	J06-417-213C	○
上青木 D	J06-417-213D	○
舟岩	J06-417-401	○
沢井 A	J06-417-402A	○
沢井 B	J06-417-402B	○
沢井 C	J06-417-402C	○
沢井 D	J06-417-402D	○
西 A	J06-417-404A	○
西 B	J06-417-404B	○
南山	J06-417-405	○
中尾 (2) A	J06-417-406A	○
中尾 (2) B	J06-417-406B	○
清水 (2) A	J06-417-407A	○
清水 (2) B	J06-417-407B	○
清水 (2) C	J06-417-407C	○
清水 (2) D	J06-417-407D	○
清水 (2) E	J06-417-407E	○
清水 (2) F	J06-417-407F	○
清水 (2) G	J06-417-407G	○
清水 (2) H	J06-417-407H	○
清水 (2) I	J06-417-407I	○
清水 (2) J	J06-417-407J	○
清水 (2) K	J06-417-407K	○
田本	J06-417-408	○
沢戸 A	J06-417-409A	○
沢戸 B	J06-417-409B	○
沢戸 C	J06-417-409C	○
沢戸 D	J06-417-409D	○
上蔵 A	J06-417-410A	○
上蔵 B	J06-417-410B	○
上蔵 C	J06-417-410C	○
上蔵第二	J06-417-411	○

急傾斜地の崩壊

区域名	区域番号	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
女高（１）	K-06-417-001	○	○
女高（２）	K-06-417-002	○	○
儀内路（１）	K-06-417-003	○	○
儀内路（２）	K-06-417-004	○	○
儀内路（３）	K-06-417-005	○	○
儀内路（４）	K-06-417-006	○	○
儀内路（５）	K-06-417-007	○	○
高安（１）	K-06-417-008	○	○
高安（２）	K-06-417-009	○	○
大塩（１）	K-06-417-010	○	○
大塩（２）	K-06-417-011	○	○
大塩（３）	K-06-417-012	○	○
小塩	K-06-417-013	○	○
柳島（１）	K-06-417-014	○	○
柳島（２）	K-06-417-015	○	○
柳島（３）	K-06-417-016	○	○
大栗（１）	K-06-417-017	○	○
中峰（１）	K-06-417-018	○	○
中峰（２）	K-06-417-019	○	○
中峰（３）	K-06-417-020	○	○
中峰（４）	K-06-417-021	○	○
中峰（５）	K-06-417-022	○	○
中峰（６）	K-06-417-023	○	○
中峰（７）	K-06-417-024	○	○
梨原（１）	K-06-417-025	○	○
梨原（２）	K-06-417-026	○	○
梨原（３）	K-06-417-027	○	○
梨原（４）	K-06-417-028	○	○
梨原（５）	K-06-417-029	○	○
梨原（６）	K-06-417-030	○	○
梨原（８）	K-06-417-031	○	○
梨原（９）	K-06-417-032	○	○
梨原（１０）	K-06-417-033	○	○

区域名	区域番号	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
清水（７）	K-06-417-132	○	
清水（８）	K-06-417-133	○	○
清水（９）	K-06-417-134	○	○
下市場（１）	K-06-417-135	○	○
下市場（２）	K-06-417-136	○	○
下市場（３）	K-06-417-137	○	○
下市場（４）	K-06-417-138	○	○
下市場（５）	K-06-417-139	○	○
下市場（６）	K-06-417-140	○	○
下市場（７）	K-06-417-141	○	○
下市場（８）	K-06-417-142	○	○
下市場（９）	K-06-417-143	○	
下市場（１０）	K-06-417-144	○	
下市場（１１）	K-06-417-145	○	○
下市場（１２）	K-06-417-146	○	○
下市場（１３）	K-06-417-147	○	○
下市場（１４）	K-06-417-148	○	○
下市場（１５）	K-06-417-149	○	○
上市場（１）	K-06-417-150	○	○
上市場（２）	K-06-417-151	○	○
上市場（３）	K-06-417-152	○	○
上市場（４）	K-06-417-153	○	○
上市場（５）	K-06-417-154	○	○
上市場（６）	K-06-417-155	○	○
上市場（７）	K-06-417-156	○	○
上市場（８）	K-06-417-157	○	○
上市場（９）	K-06-417-158	○	○
沢戸（１）	K-06-417-159	○	○
沢戸（２）	K-06-417-160	○	○
沢戸（３）	K-06-417-161	○	○
沢戸（４）	K-06-417-162	○	○
沢戸（５）	K-06-417-163	○	○
沢戸（６）	K-06-417-164	○	○

区域名	区域番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
梨原 (1 1)	K-06-417-034	○	○
梨原 (1 2)	K-06-417-035	○	○
梨原 (1 3)	K-06-417-036	○	○
沢井 (1)	K-06-417-037	○	○
沢井 (2)	K-06-417-038	○	○
沢井 (3)	K-06-417-039	○	○
沢井 (4)	K-06-417-040	○	○
沢井 (5)	K-06-417-041	○	○
沢井 (6)	K-06-417-042	○	○
沢井 (7)	K-06-417-043	○	○
沢井 (8)	K-06-417-044	○	○
沢井 (9)	K-06-417-045	○	○
沢井 (1 0)	K-06-417-046	○	○
沢井 (1 1)	K-06-417-047	○	○
沢井 (1 2)	K-06-417-048	○	○
塩河 (1)	K-06-417-049	○	○
塩河 (2)	K-06-417-050	○	○
塩河 (3)	K-06-417-051	○	○
塩河 (4)	K-06-417-052	○	○
塩河 (5)	K-06-417-053	○	○
塩河 (6)	K-06-417-054	○	○
塩河 (7)	K-06-417-055	○	○
塩河 (8)	K-06-417-056	○	○
塩河 (9)	K-06-417-057	○	○
塩河 (10)	K-06-417-058	○	○
塩河 (11)	K-06-417-059	○	○
塩原 (1)	K-06-417-060	○	○
塩原 (2)	K-06-417-061	○	○
塩原 (3)	K-06-417-062	○	○
塩原 (4)	K-06-417-063	○	○
塩原 (5)	K-06-417-064	○	○
塩原 (6)	K-06-417-065	○	○
塩原 (7)	K-06-417-066	○	○

区域名	区域番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
沢戸 (7)	K-06-417-165	○	○
沢戸 (8)	K-06-417-166	○	○
沢戸 (9)	K-06-417-167	○	○
沢戸 (1 0)	K-06-417-168	○	○
沢戸 (1 1)	K-06-417-169	○	○
沢戸 (1 2)	K-06-417-170	○	○
沢戸 (1 3)	K-06-417-171	○	○
沢戸 (1 4)	K-06-417-172	○	○
上蔵 (1)	K-06-417-173	○	○
上蔵 (2)	K-06-417-174	○	○
上蔵 (3)	K-06-417-175	○	○
上蔵 (4)	K-06-417-176	○	○
上蔵 (5)	K-06-417-177	○	○
上蔵 (6)	K-06-417-178	○	○
上蔵 (7)	K-06-417-179	○	○
上蔵 (8)	K-06-417-180	○	○
上蔵 (9)	K-06-417-181	○	○
上蔵 (1 0)	K-06-417-182	○	○
上蔵 (11)	K-06-417-183	○	○
上蔵 (1 2)	K-06-417-184	○	○
上蔵 (1 3)	K-06-417-185	○	○
上蔵 (1 4)	K-06-417-186	○	○
上蔵 (1 5)	K-06-417-187	○	○
釜沢 (1)	K-06-417-188	○	○
釜沢 (2)	K-06-417-189	○	○
釜沢 (3)	K-06-417-190	○	○
釜沢 (4)	K-06-417-191	○	○
釜沢 (5)	K-06-417-192	○	○
釜沢 (6)	K-06-417-193	○	○
釜沢 (7)	K-06-417-194	○	○
釜沢 (8)	K-06-417-195	○	○
釜沢 (9)	K-06-417-196	○	○
釜沢 (1 0)	K-06-417-197	○	○

区域名	区域番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
塩原(8)	K-06-417-067	○	○
塩河(12)	K-06-417-068	○	○
中峰(8)	K-06-417-069	○	○
大栗(2)	K-06-417-070	○	○
大栗(3)	K-06-417-071	○	○
大栗(4)	K-06-417-072	○	○
大栗(5)	K-06-417-073	○	○
大栗(6)	K-06-417-074	○	○
大栗(7)	K-06-417-075	○	○
大栗(8)	K-06-417-076	○	○
大栗(9)	K-06-417-077	○	○
大栗(10)	K-06-417-078	○	○
西(1)	K-06-417-079	○	○
西(2)	K-06-417-080	○	○
西(3)	K-06-417-081	○	○
西(4)	K-06-417-082	○	○
西(5)	K-06-417-083	○	○
西(6)	K-06-417-084	○	○
西(7)	K-06-417-085	○	○
塩河(13)	K-06-417-086	○	○
入谷(1)	K-06-417-087	○	
南山(1)	K-06-417-088	○	○
南山(2)	K-06-417-089	○	○
南山(3)	K-06-417-090	○	
河合(1)	K-06-417-091	○	○
河合(2)	K-06-417-092	○	○
河合(3)	K-06-417-093	○	○
河合(4)	K-06-417-094	○	○
河合(5)	K-06-417-095	○	○
河合(6)	K-06-417-096	○	○
河合(7)	K-06-417-097	○	
河合(8)	K-06-417-098	○	○
河合(9)	K-06-417-099	○	○

区域名	区域番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
釜沢(11)	K-06-417-198	○	○
釜沢(12)	K-06-417-199	○	○
釜沢(13)	K-06-417-200	○	○
釜沢(14)	K-06-417-201	○	○
三正坊(1)	K-06-417-202	○	○
三正坊(2)	K-06-417-203	○	○
下青木(1)	K-06-417-204	○	○
下青木(2)	K-06-417-205	○	○
下青木(3)	K-06-417-206	○	○
下青木(4)	K-06-417-207	○	○
下青木(5)	K-06-417-208	○	○
下青木(6)	K-06-417-209	○	○
下青木(7)	K-06-417-210	○	○
下青木(8)	K-06-417-211	○	○
下青木(9)	K-06-417-212	○	○
和合(1)	K-06-417-213	○	○
和合(2)	K-06-417-214	○	○
和合(3)	K-06-417-215	○	○
和合(4)	K-06-417-216	○	○
和合(5)	K-06-417-217	○	○
和合(6)	K-06-417-218	○	○
中洞(1)	K-06-417-219	○	
中洞(2)	K-06-417-220	○	
中洞(3)	K-06-417-221	○	○
中洞(4)	K-06-417-222	○	○
中洞(5)	K-06-417-223	○	
中洞(6)	K-06-417-224	○	○
中洞(7)	K-06-417-225	○	○
上唐沢	K-06-417-226	○	○
引の田(1)	K-06-417-227	○	○
引の田(2)	K-06-417-228	○	○
引の田(3)	K-06-417-229	○	○
引の田(4)	K-06-417-230	○	○

区域名	区域番号	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
河合 (10)	K-06-417-100	○	○
河合 (11)	K-06-417-101	○	○
落合 (1)	K-06-417-102	○	○
落合 (2)	K-06-417-103	○	○
落合 (3)	K-06-417-104-7	○	○
落合 (4)	K-06-417-104-1	○	○
中尾 (1)	K-06-417-105	○	
中尾 (2)	K-06-417-106	○	○
中尾 (3)	K-06-417-107	○	
中尾 (4)	K-06-417-108	○	○
中尾 (5)	K-06-417-109	○	
中尾 (6)	K-06-417-110	○	○
中尾 (7)	K-06-417-111	○	○
中尾 (8)	K-06-417-112	○	○
中尾 (9)	K-06-417-113	○	○
中尾 (10)	K-06-417-114	○	○
文満 (1)	K-06-417-115	○	○
文満 (2)	K-06-417-116	○	○
文満 (3)	K-06-417-117	○	
文満 (4)	K-06-417-118	○	
文満 (5)	K-06-417-119	○	○
文満 (6)	K-06-417-120	○	○
文満 (7)	K-06-417-121	○	○
文満 (8)	K-06-417-122	○	○
文満 (9)	K-06-417-123	○	○
文満 (10)	K-06-417-124	○	
文満 (11)	K-06-417-125	○	○
清水 (1)	K-06-417-126	○	○
清水 (2)	K-06-417-127	○	○
清水 (3)	K-06-417-128	○	○
清水 (4)	K-06-417-129	○	○
清水 (5)	K-06-417-130	○	○
清水 (6)	K-06-417-131	○	○

区域名	区域番号	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
引の田 (5)	K-06-417-231	○	○
引の田 (6)	K-06-417-232	○	○
上青木 (1)	K-06-417-233	○	○
上青木 (2)	K-06-417-234	○	○
上青木 (3)	K-06-417-235	○	○
上青木 (4)	K-06-417-236	○	○
上青木 (5)	K-06-417-237	○	○
桃の平 (1)	K-06-417-238	○	
桃の平 (2)	K-06-417-239	○	○
桃の平 (3)	K-06-417-240	○	○
深ヶ沢 (1)	K-06-417-241	○	○
深ヶ沢 (2)	K-06-417-242	○	
深ヶ沢 (3)	K-06-417-243	○	○
深ヶ沢 (4)	K-06-417-244	○	○
深ヶ沢 (5)	K-06-417-245	○	
小塩 (2)	K-06-417-246	○	
柳島 (4)	K-06-417-247	○	○
大栗 (11)	K-06-417-248	○	○
中峰 (9)	K-06-417-249	○	○
落合 (5)	K-06-417-250	○	○
中峰 (10)	K-06-417-251	○	○
中峰 (11)	K-06-417-252	○	
塩原 (9)	K-06-417-253	○	○
沢井 (13)	K-06-417-254	○	○
西 (8)	K-06-417-255	○	○
西 (9)	K-06-417-256	○	○
西 (10)	K-06-417-257	○	
中尾 (11)	K-06-417-258	○	○
清水 (10)	K-06-417-259	○	○
下市場 (16)	K-06-417-260	○	
下青木 (10)	K-06-417-261	○	○
引の田 (7)	K-06-417-262	○	○

「信州くらしのマップ」より引用

### 基本—3 砂防指定地一覧

指定地名	告示年月日	告示番号
鹿塩川・塩川	H24. 11. 20	国土交通省告示第 1327 号
塩川	H25. 3. 25	国土交通省告示第 266 号
塩川	H25. 3. 25	国土交通省告示第 266 号
塩川	H25. 3. 25	国土交通省告示第 266 号
塩川	H25. 3. 25	国土交通省告示第 266 号
鹿塩川	S15. 6. 4	内務省告示第 379 号
鹿塩川	S17. 5. 19	内務省告示第 351 号
桐の久保沢	S43. 6. 29	建設省告示第 1807 号
下唐沢	H5. 10. 29	建設省告示第 2070 号
水沢	S43. 6. 29	建設省告示第 1807 号
大澤	S15. 6. 4	内務省告示第 379 号
青木川	S25. 9. 15	建設省告示第 1044 号
針の木沢	S41. 8. 19	建設省告示第 2827 号
青木川	S35. 2. 4	建設省告示第 180 号
勘馬沢	S41. 12. 9	建設省告示第 3937 号
鹿塩川	S42. 7. 13	建設省告示第 2045 号
鹿塩川	S41. 12. 9	建設省告示第 3937 号
地獄谷沢	H12. 7. 12	建設省告示第 1618 号
手開沢	S62. 2. 18	建設省告示第 215 号
鹿塩川	H15. 9. 25	国土交通省告示第 1304 号
黒川	S27. 10. 9	建設省告示第 1283 号
新薙沢	S52. 7. 18	建設省告示第 1040 号
塩川	S41. 8. 19	建設省告示第 2829 号
舟形沢	S48. 4. 19	建設省告示第 918 号

指定地名	告示年月日	告示番号
小河内川	S41. 8. 19	建設省告示第 2829 号
寺沢川	S60. 3. 26	建設省告示第 668 号
塩沢川	S27. 10. 9	建設省告示第 1283 号
上唐沢	S48. 4. 19	建設省告示第 918 号
滝沢	H4. 4. 23	建設省告示第 1062 号
小渋川	H2. 10. 22	建設省告示第 1749 号
小渋川	S51. 12. 20	建設省告示第 1623 号
小渋川	S9. 9. 7	内務省告示第 444 号
塩川	S55. 5. 29	建設省告示第 1064 号
青木川	S60. 3. 26	建設省告示第 668 号
青木川	S62. 2. 18	建設省告示第 215 号
鹿塩川	S20. 1. 16	内務省告示第 5 号
大花沢	S41. 12. 9	建設省告示第 3937 号
塩川	H7. 1. 19	建設省告示第 83 号
小渋川	S62. 2. 18	建設省告示第 215 号
小渋川	S61. 2. 15	建設省告示第 177 号
黒川	H17. 3. 18	国土交通省告示第 301 号
塩川	H22. 9. 10	国土交通省告示第 1212 号
塩川	H22. 9. 10	国土交通省告示第 1212 号
持社沢	H21. 7. 22	国土交通省告示第 775 号
持社沢	H21. 7. 22	国土交通省告示第 775 号
鹿塩川	H20. 5. 13	国土交通省告示第 577 号
舟形沢	R4. 3. 11	国土交通省告示第 316 号
片桐松川	R4. 3. 11	国土交通省告示第 317 号

「信州くらしのマップ」より引用

#### 基本—4 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）一覧

区域名	告示年月日	告示番号
落合北（追加）	H21. 11. 5	長野県告示第 522 号
上市場	S59. 4. 19	長野県告示第 378 号
塩川	S46. 3. 25	長野県告示第 151 号
文満	H21. 7. 9	長野県告示第 395 号
釜沢	S47. 2. 10	長野県告示第 63 号
落合北	S46. 3. 29	長野県告示第 167 号
下市場	H1. 4. 10	長野県告示第 322 号
落合	H9. 11. 20	長野県告示第 706 号
塩原上	H13. 1. 29	長野県告示第 48 号
塩川	S63. 3. 28	長野県告示第 249 号

区域名	告示年月日	告示番号
上市場	S46. 3. 25	長野県告示第 151 号
上市場	S61. 4. 3	長野県告示第 360 号
上市場 2 号	S47. 2. 10	長野県告示第 63 号
下市場	H9. 3. 17	長野県告示第 193 号
塩川	H4. 9. 17	長野県告示第 617 号
沢井	S47. 2. 10	長野県告示第 63 号
塩原下	S46. 3. 25	長野県告示第 151 号
塩原上	S46. 3. 25	長野県告示第 151 号
塩原	S46. 3. 25	長野県告示第 151 号
大栗下	H9. 3. 17	長野県告示第 193 号

「信州くらしのマップ」より引用

#### 基本—5 地すべり防止区域（土木）（地すべり等防止法）一覧

区域名	告示年月日	告示番号
引の田	S41. 7. 21	建設省告示第 2251 号
入谷	S60. 3. 27	建設省告示第 684 号
入谷	S40. 10. 5	建設省告示第 2909 号
入谷	S44. 6. 5	建設省告示第 3022 号
引の田	S54. 3. 16	建設省告示第 415 号
栗尾	H20. 5. 13	国土交通省告示第 577 号
釜沢	R3. 6. 4	国土交通省告示第 508 号

「信州くらしのマップ」より引用



## 基本—6 危険物施設の状況

計	小計					小計			
	屋内貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱書	自家用	一般取扱所	
19	4	1	4	1	1	5	2	3	

令和4年3月31日現在

## 基本—7 火災損害額・出火率

	件数	飯田広域消防本部 における構成比 (%)	損害額 (千円)	飯田広域消防本部 における出火率 (%)
平成29年	3	4.1	6,284	29.33
平成30年	3	4.2	2,134	30.00
令和元年	2	2.1	7,323	20.70
令和2年	2	2.7	12,713	20.90
令和3年	1	1.4	90	10.24

## 基本—8 消防機械の現況

	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
大鹿村	0	8	2

令和4年3月31日現在

## 基本—9 住家被害程度の認定基準

### 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

\*本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。

出展：内閣府（防災担当）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月）」

## 基本—10 住家被害程度の適用範囲

内閣府（防災担当）による被害認定基準の運用指針の考え方等を参考に適切に被害認定を行う。

災害	想定している住家被害
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震力が作用することによる住家の損傷</li> <li>地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷</li> </ul>
水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水することによる住家の機能損失等の損傷</li> <li>水流等の外力が作用することによる住家の損傷</li> <li>水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷</li> </ul>
風害	<ul style="list-style-type: none"> <li>風圧力が作用することによる住家の損傷</li> <li>暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷</li> <li>損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷</li> </ul>

出典 内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和7年7月）」

## 基本—11 緊急告示医療機関一覧

飯伊医療圏のみ

	名称	開設者	住所	電話番号	備考
病院	長野県立阿南病院	長野県立病院機構	下伊那郡阿南町北条2009-1	0260-22-2121	
	飯田市立病院	飯田市	飯田市八幡町438番地	0265-21-1255	※
	下伊那赤十字病院	日赤	下伊那郡松川町元大島3159-1	0265-36-2255	※
	飯田病院	医療法人	飯田市大通1-15	0265-22-5150	※
	健和会病院	医療法人	飯田市鼎中平1936	0265-23-3115	※
	瀬口脳神経外科病院	医療法人	飯田市上郷黒田218-2	0265-24-6655	
	菅沼病院	医療法人	飯田市鼎中平1970	0265-22-0532	
	輝山会記念病院	医療法人	飯田市毛賀1707	0265-26-8111	※
	長野県厚生農業協同組合連合会下伊那厚生病院	厚生連	下伊那郡高森町吉田481番地13	0265-35-7511	※
診療所	市瀬整形外科	個人	飯田市川路4825	0265-27-3311	※
	慶友整形外科	個人	飯田市上郷別府3367-8	0265-52-1152	※

（注）備考欄の※は、病院群輪番制病院運営事業参加病院

## 基本—12 災害拠点病院

飯伊医療圏のみ

名称	開設者	病床数	住所	電話番号	備考
飯田市立病院	飯田市	423	飯田市八幡町438番地	0265-21-1255	※

### 基本—13 災害用医薬品備蓄場所一覧

飯伊医療圏のみ

名称	所在地	電話・FAX
岡野薬品(株) 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村字大畑 6552-1	TEL 0265-72-5271 FAX 0265-78-2528
(株)メディセオ南信支店	上伊那郡南箕輪村 9003-1	TEL 0265-72-6155 FAX 0265-76-2134
(株)メディセオ飯田支店	飯田市育良町 2-24-1	TEL 0265-25-2625 FAX 0265-25-5519
鍋林(株) 飯田営業所	飯田市下殿岡 263-1	TEL 0265-25-1600 FAX 0265-25-1644

### 基本—14 災害用衛生材料備蓄場所一覧

飯伊医療圏のみ

名称	所在地	電話・FAX
中日本メディカルリンク (株) 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村田畑 5565-3	TEL 0265-73-2281 FAX 0265-74-1006
(株)マスト	飯田市上郷別府 3313-8	TEL 0265-23-6775 FAX 0265-23-0663

## 基本—15 広域防災拠点計画

救助活動拠点（伊那・飯田ゾーンのみ）

No	施設名称	所在地	管理者
I-1	長野県飯田運動公園	飯田市三日市場 1986	長野県
I-2	伊那市防災コミュニティセンター等	伊那市西町 5834	伊那市
I-3	伊那公園	伊那市中央 5528-1 番地	伊那市
I-4	大芝公園	南箕輪村 2358-5	南箕輪村

進出拠点（伊那・飯田ゾーンのみ）

No	広域	施設名称	所在地
4	上伊那	上伊那地域振興局	伊那市荒井 3497
5	飯伊	南信州地域振興局	飯田市追手町 2-678

航空搬送拠点

No	災害拠点病院			航空搬送拠点	
	二次医療圏	施設名称	所在地	施設名称	所在地
I-1	上伊那	伊那中央病院	伊那市小四郎久保 1313番地1	大芝公園 陸上競技場	南箕輪村 2358-5
I-2	飯伊	飯田市立病院	飯田市八幡町 438番地	長野県 飯田運動公園	飯田市三日市場 1986

広域物資輸送拠点

No	施設名称	所在地
I-1	サンアリーナ	中川村片桐4711番地
I-2	伊那市民体育館 メインアリーナ・サブアリーナ	伊那市西町 5834-8
I-3	大芝公園	南箕輪村2358-5

備蓄拠点

No	広域	施設名称	所在地
4	上伊那	上伊那地域振興局	伊那市荒井 3497
5	飯伊	南信州地域振興局	飯田市追手町 2-678

## 基本—16 自動車運転者の執るべき措置

### 1 地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

#### (1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

#### (2) 避難のために車を使用しないこと。

### 2 大地震が発生したとき

#### (1) 車を運転中に大地震が発生したとき

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

#### (2) 避難のために車を使用しないこと。

### 3 災害対策基本法による交通の規制が行なわれたとき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

#### (1) 車の移動

ア 速やかに、車を次の場所に移動させる。

- ・道路の区間を指定して交通規制が行なわれえたときは、規制が行なわれている道路の区間以外の場所

- ・区域を指定して交通規制が行なわれたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

#### (2) 警察官の指示 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがあります。

※大規模地震対策特別措置法により、東海地震に関し静岡県全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の7都県の一部が、地震防災対策強化地域に指定されています。

※警察官(警察官がいない場合は、災害派遣中の自衛官、消防吏員)は、通行禁止地域等において車が緊急通行車両の妨害となっているときは、その車の運転者などに対し、必要な措置を命ずることがあります。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないため措置をとることを命じることができなかつたときは、警察官自らその措置をとることがあります。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、国民の保護のための措置が的確かつ迅速に行なわれるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

## 基本—17 災害時における緊急通行車両の確認(長野県公安委員会が行う場合)

災害時交通規制を実施している県内の区域若しくは道路の区間又は他の災害時交通規制を実施している他の都府県に向かう緊急通行車両の確認に関する事務は次により処理するものとする。

- 1 緊急通行車両の確認について申出のあったときは、申出者に緊急通行車両確認申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)を提出させ、緊急通行車両確認基準(別記)により、申出の内容を審査すること。この場合において、緊急通行車両事前届出済証(以下「届出済証」という。)により確認の申出があったときは、申出書に代えて届出済証の提出を受け、審査を省略すること。
- 2 審査の結果、緊急通行車両と認められる場合及び届出済証による申出のあった場合は、緊急通行車両確認証明書(災対法施行規則第6条に規定する様式第4。以下「証明書」という。)に必要事項を記載して標章(災対法施行規則第6条に規定する様式第3)とともに車両1台ごとに交付すること。ただし、緊急通行車両と認められない場合は、申出者にその理由を告知すること。
- 3 証明書及び標章の交付に際しては、次の事項を指導すること。
  - (1) 証明書は、当該車両に備え付けておくこと。
  - (2) 標章は、当該車両の前面の見えやすい箇所に掲示すること。
  - (3) 警察官から通行に関する指示を受けたときはこれに従うこと。
  - (4) 証明書及び標章は、用済後廃棄し、他人に与えないこと。
- 4 緊急通行車両と認められる車両であっても道路交通法(昭和35年法律第105号)第56条(乗車又は積載の方法の特例)又は57条(乗車又は積載の制限等)の許可を要するものについては、所定の手続により許可証を交付すること。
- 5 緊急通行車両確認の適正を図るため、緊急通行車両確認(証明書・標章交付)簿(様式第2号。以下「確認簿」という。)を備え付け、申出書及び届出済証の受理並びに証明書及び標章交付の状況を明らかにしておくこと。

なお、申出書は受理順に編冊し、緊急通行車両として認めない処分をしたものは、「却下」と申出書の欄外に朱書しておくこと。
- 6 緊急通行車両の通行に支障をきたさないようにするため、災害時交通規制の検問所においても申出書、証明書、標章及び確認簿の別冊を配備し、警察官に1、2、3の要領に準じ、迅速的確に確認事務を代行させること。

### 別記

#### 緊急通行車両確認の基準

次のいずれにも該当する車両を緊急通行車両として認めるものとする。ただし、災害の規模、道路交通事情の変化等によって別に指示を受けた場合は、指示された事項によって確認するものとする。

- 1 災害応急対策(災害対策基本法第50条1項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。)に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の次に掲げる事項を行う車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。)
  - (1)警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
  - (2)消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - (3)被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - (4)災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - (5)施設及び設備(交通、通信、電気、ガス、水道等)の応急の復旧に関する事項
  - (6)清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
  - (7)犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - (8)緊急輸送の確保に関する事項
  - (9)(1)から(8)に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用を使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(様式第1号)

年 月 日

緊急通行車両確認申出書

長野県公安委員会 殿

氏名 ⑩

番号標に表示されている番号

車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)

使用者

住所

( ) 局 番

氏名

通行日時

通行経路

出発地

目的地

備考

## 基本—18 水防倉庫の状況

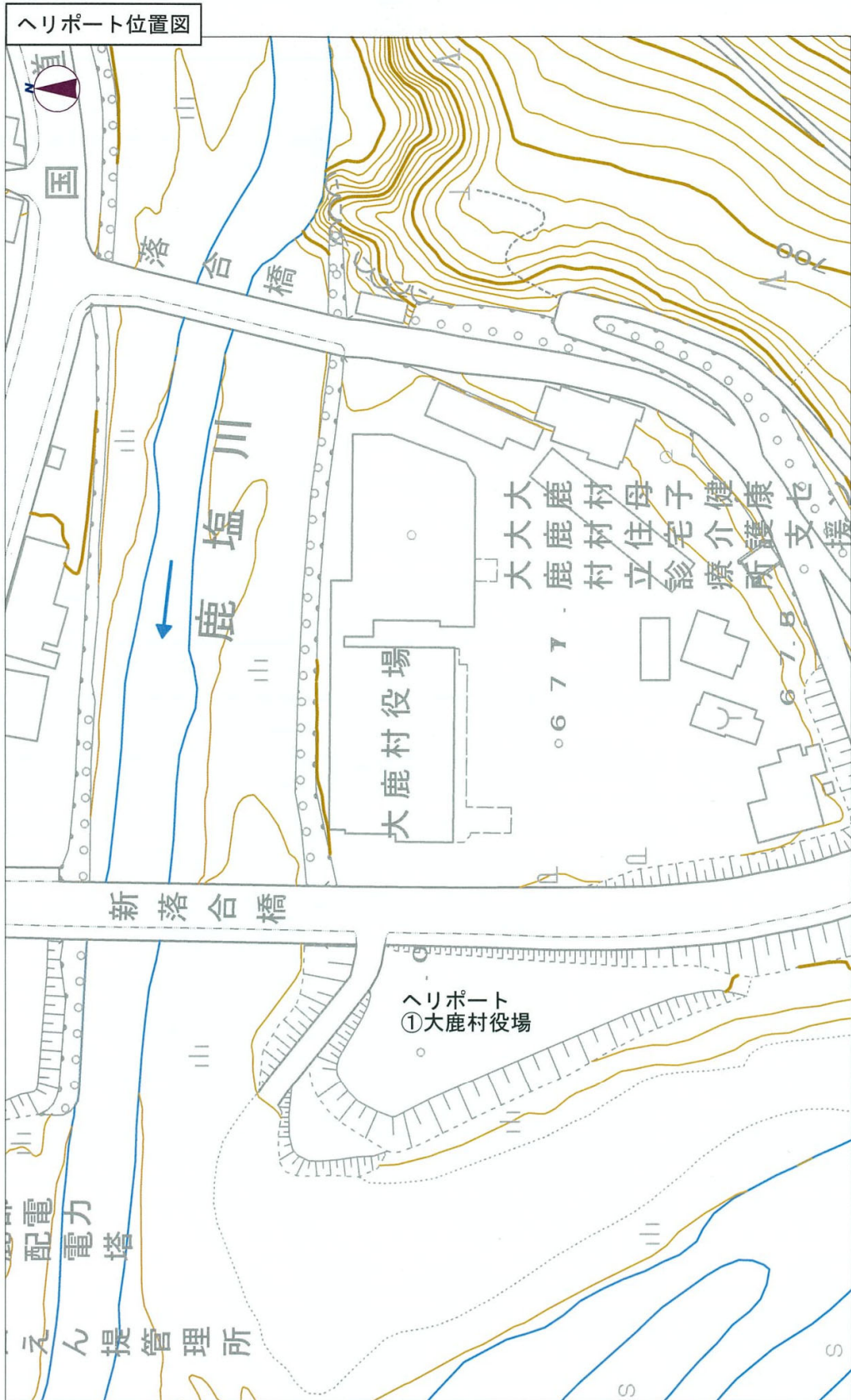
飯田建設事務所

名称	管理 団体名	県有、国庫補助単独別、 市町村有及び 代用備蓄場の別	位置	竣工年月
鹿塩	大鹿村	村	大鹿村鹿塩塩川右岸	昭37.3
大河原	大鹿村	村	大鹿村大河原476-8ふれあいセンターあかいし	平28.12
桶谷	大鹿村	長野県南部防災対策協議会	大鹿村桶谷小渋川右岸	平18.3

## 基本—19 災害対策用ヘリポート一覧表

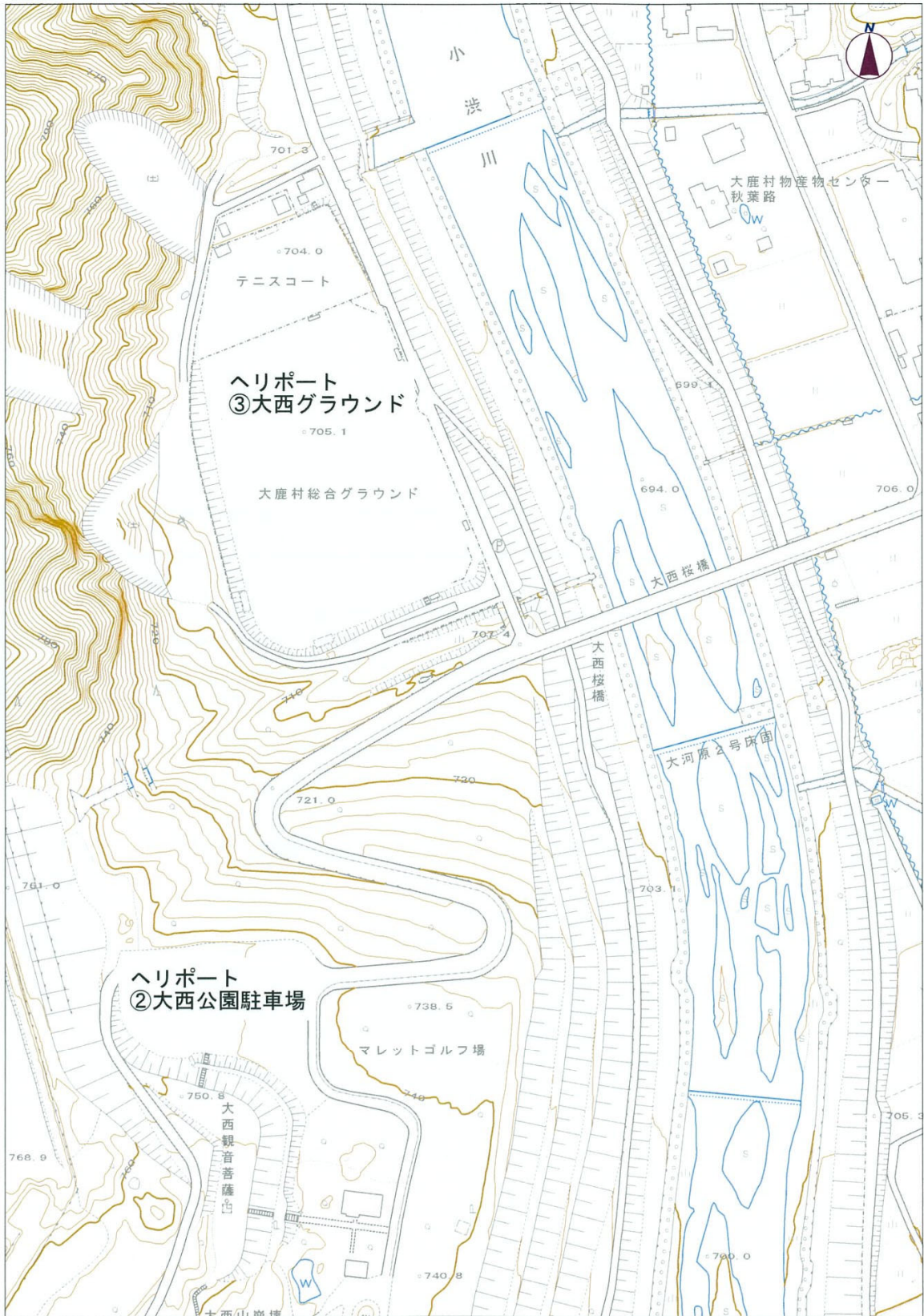
ヘリポート	住所	備考	施設管理者	施設規模			広さ (m)		面積 (㎡)	
				大型	中型	小型	長さ	幅		
① 大鹿村役場	大鹿村 大河原354		専用	大鹿村長		○		90	50	4,000
②	大鹿村 大河原4340	駐車場	兼用	大鹿村長		○		50	100	13,000
③	大鹿村 大河原4332-2	総合グラウンド		大鹿村長		○		30	25	900

基本—20 ヘリポート位置図



この図面は「大鹿村役場」が事務用に作成したものです。登記されたものと同等の精度を有するものではありません。

ヘリポート位置図



縮尺 1/2500



この図面は「大鹿村役場」が事務用に作成したものです。登記されたものと同等の精度を有するものではありません。

## 基本—21 指定避難所一覧

収容可能人数は4㎡/1人

施設名	所在地	種別			部屋名	面積	合計	収容 人数	電話
		洪水	崖崩れ、 土石流 及び 地滑り	地震					
大鹿小学校	大鹿村 大河原 476-10	○	○	○	体育館	832 ㎡	1,642 ㎡	411	0265- 39- 2020
					食堂	162 ㎡			
					教室等	648 ㎡			
鹿塩地区館	大鹿村 鹿塩 2610			○	ホール	233 ㎡	334 ㎡	84	0265- 39- 2200
大鹿中学校	大鹿村 鹿塩 2952	○		○	体育館	832 ㎡	1,446 ㎡	362	0265- 39- 2220
					食堂	221 ㎡			
					教室等	393 ㎡			
大鹿村交流 センター	大鹿村 大河原 391-2	○		○	ホール	326 ㎡	453 ㎡	113	0265- 39- 2100
					大広間	86 ㎡			
					小広間	41 ㎡			
					大広間	77 ㎡			
					小広間	24 ㎡			
道の駅 「歌舞伎の 里大鹿」	大鹿村 大河原 390	○		○	食堂	153 ㎡	229 ㎡	57	0265- 39- 2844
					休憩 スペース	76 ㎡			

## 基本— 22 自治会避難所一覧

自治会	避難場所		
落合	落合公会堂	母子保健センター	
下青木	下青木公会堂		
上青木	上青木集会所	引の田公園	上青木消防詰所
北の原	北の原集会所		
釜沢	釜沢集会所前	宇佐八幡社前	
上蔵	上蔵集会所	野々宮神社	
沢戸	沢戸集会所		
上市場	上市場集会所		
下市場一 上	中市組集会所	香松寺	
下市場一 中	香松寺	大磧神社	JA 大鹿事業所
下市場二 本	大鹿小学校	大磧神社	
下市場二 大	大鹿小学校	JA 大鹿事業所	香松寺
清水	清水集会所		
文満	松平神社	大鹿保育所	道の駅
中尾	中尾集会所		
文満団地	交流センター	道の駅	
河合	鳥倉線(かじや上)		
塩河	市場神社	塩河公会堂	授産所鹿塩分場
西	鹿塩地区館	塩泉院	大鹿中学校
塩原	大鹿中学校	塩原公会堂	
大栗	大栗集会所		
中峰	中峰集会所	するぎ農園	東部地区館
梨原	東部地区館	梨原公会堂	
沢井	沢井集会所		
入沢井	入沢井集会所		
北入一	ゲートボール場	柳島八幡様前	
北入二	北入二公会堂	薬師堂	

## 基本—23 災害救助法による救助の基準

令和8年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 370円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 370円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり7,259,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,259,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

		に支出できる費用は、当該地域における実費。		
		○賃貸型応急住宅 1 規模建設型仮設住宅に準じる 2 基本額地域の实情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の实情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,480円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
	冬	34,800円	44,500円	62,100円	73,100円	92,700円	12,700円
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,900円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	3,000円
	冬	11,000円	14,400円	20,500円	24,300円	30,700円	4,000円

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費 若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり56,400円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり  ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯757,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯367,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定	

	(焼) した者		する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童5,800円 中学生生徒6,100円 高等学校等生徒6,600円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上)239,400円以内 小人(12歳未満)191,500円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり、3,800円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり6,100円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均148,600円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10            ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9            ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8            ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7            ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6            ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5            ト 5億円を超える部分の金額については100分の4         </div>	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 基本—24 激甚災害指定基準

(昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第 2 章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 4 (B 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.2 かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 100 分の 25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 5
法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5 (B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15 かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100 分の 4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円
法第 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の 1 及び 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 1.5 であることにより激甚法第 8 条の措置が適用される激甚災害
法第 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A 基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5 (B 基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100 分の 3
法第 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100 分の 5 (B 基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100 分の 1.5 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度を生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100 分の 60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100 分の 1
法第 12 条、13 条、15 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率。以下同） × 100 分の 0.2 (B 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100 分の 2

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。
法第 16 条（公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第 19 条（市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例）	激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
法第 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準)</p> <p>滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で 4,000 戸以上</p> <p>(B 基準)</p> <p>次の 1、2 のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置を講ずることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で 2,000 戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で 200 戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の 10% 以上</p> <p>2 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で 1,200 戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で 400 戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の 20% 以上</p>
法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等の小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害</p>
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮

## 基本—25 局地激甚災害指定基準

(昭和43年11月22日中央防災会議決定)

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額&gt;当該市町村の当該年度の標準税込額×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置。 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項および第4項の措置。</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業等（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額&gt;当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置。 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置。</p>
<p>3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）&gt;当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込み額&lt;当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。 かつ大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込み面積&gt;300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込み面積&gt;当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害。</p>	<p>左の市町村の区域内で、左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置。</p>
<p>4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただしその該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、13条及び15条の措置。</p>

## 基本—26 災害弔慰金の支給基準

(対象となる自然災害)

- 1 大鹿村内で住居が5世帯以上滅失した自然災害
- 2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- 3 県内において災害救助法が適用された市町村が1箇所以上でもある場合の災害
- 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(支給対象)

上記の災害による死亡者（当該災害のやんだ後3ヶ月以上の行方不明者を含む）

(支給対象遺族)

死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とする。なお弟姉妹は対象としない。

(支給額)

主たる生計維持者の死亡 5,000,000円

その他の者の死亡 2,500,000円

(費用負担)

国1/2、県1/4、市町村1/4 ただし県、市町村の負担分は特別交付税で算定される。

## 基本—27 災害障害見舞金の支給基準

(対象となる災害)

- 1 大鹿村内で住居が5世帯以上滅失した自然災害
- 2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- 3 県内において災害救助法が適用された市町村が1箇所以上でもある場合の災害
- 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(支給対象)

上記の災害により精神又は身体に重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者とする。

(支給額)

主たる生計維持者 2,500,000円

その他の者 1,250,000円

(費用負担)

国1/2、県1/4、市町村1/4 ただし県、市町村の負担分は特別交付税で算定される。

## 基本—28 災害援護資金の貸付けの斡旋基準

(対象となる災害)

ア 大鹿村に災害救助法が適用された場合の災害

イ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所以上ある場合の災害

(貸付対象者)

上記の災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた方

(所得制限)

前年の総所得金額が次の額以内の世帯に限る。

1人 220万円

2人 430万円

3人 620万円

4人 730万円

5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額

住宅が滅失した場合は世帯員の人数に係わらず1,270万円

(貸付対象となる被害と貸付額)

世帯主の負傷の程度	被害の程度	貸付限度額	住居を立て直す等 特別の事情がある場合
おおむね1ヶ月以上の 療養が必要な場合	下記以外	150万円	350万円
	家財の1/3以上の損害	250万円	
	住居の半壊	270万円	
	住居の全壊、滅失	350万円	

(据置期間)

3年(特別の場合5年)

(償還期間)

10年(据置期間3年を含む)

(利率)

年3%(据置期間中は無利子)

(財源)

貸付原資の2/3を国庫負担、1/3を県負担

## 基本— 29 県防災行政無線番号表

(下伊那地区衛星系 電話番号)

防災行政無線電話のかけ方 (県内の県機構や市町村にかける場合)  
**【衛星系】**  
 81-無線局番号-内線番号  
 (例) 長野県庁消防課にかける場合 衛星系:81-231-5213

	名称	無線局番号	部署	電話番号
県	長野県庁	231	危機管理部 消防課	
			課長	5201
			企画幹	5202
			消防係	5204
				5229
				5205
				5206
			無線通信係	5212
				5213
			防災FAX	8739
			危機管理部 危機管理防災課	
			課長	5211
			防災専門員	5203
			危機管理係、防災係	5214
				5208
	5225			
	5209			
	5210			
	防災FAX	829241		
		8741		
各市町村	飯田市	441	総務部交通防災課 (宿直室)	79
			防災FAX	76
	松川町	452	総務課 (宿直室切替)	79
			防災FAX	76
	高森町	451	総務課 (宿直室切替)	79
			防災FAX	76
	阿南町	471	総務課 (宿直室切替)	79
			防災FAX	76
	阿智村	432	総務課 (宿直室切替)	79
			防災FAX	76
	平谷村	462	総務課 (宿直室切替)	79
			防災FAX	76
	根羽村	463	総務課 (宿直室切替)	79
			防災FAX	76
	下條村	433	総務課 (宿直室切替)	79
		防災FAX	76	
壳木村	464	総務課 (宿直室切替)	79	
		防災FAX	76	
天龍村	472	総務課 (宿直室切替)	79	
		防災FAX	76	
泰阜村	434	総務課 (宿直室切替)	79	
		防災FAX	76	
喬木村	444	総務課 (宿直室切替)	79	
		防災FAX	76	
豊丘村	443	総務課 (宿直室切替)	79	
		防災FAX	76	
大鹿村	454	総務課 (宿直室切替)	79	
		防災FAX	76	
本消防	飯田広域消防本部	455	消防本部	62
			警防課	61

## 基本—30 屋外子局等一覧

識別信号	住所	備考
こうほうおおしか	大鹿村大字 大河原354	基地局 屋外子局
こうほうみなやま	大鹿村大字 大河原5177-1	再送信
こうほうきたのばら	大鹿村大字 大河原5063-エ-2	再送信
ぎないじ	大鹿村大字 鹿塩3937	屋外子局
こしお	大鹿村大字 鹿塩4166-7	屋外子局
おおぐり	大鹿村大字 鹿塩3379-1	屋外子局
しおばら	大鹿村大字 鹿塩2930-4	屋外子局
しおがわ	大鹿村大字 鹿塩437-1	屋外子局
なかみね	大鹿村大字 鹿塩803-3	屋外子局
なしはら	大鹿村大字 鹿塩1314-1	屋外子局
さわい	大鹿村大字 鹿塩1998-ロ	屋外子局
いりさわい	大鹿村大字 鹿塩2240-イ	屋外子局
かわい	大鹿村大字 鹿塩71	屋外子局
なかお	大鹿村大字 大河原3955	屋外子局
しみず	大鹿村大字 大河原3328-2	屋外子局
ぶんまん	大鹿村大字 大河原389	屋外子局
しもいちば	大鹿村大字 大河原4759-68	屋外子局
さわど	大鹿村大字 大河原2822-2	屋外子局
わぞ	大鹿村大字 大河原2275-2	屋外子局
かまさわ	大鹿村大字 大河原2505	屋外子局
しもあおき	大鹿村大字 大河原1273	屋外子局
ひきのた	大鹿村大字 大河原1611-1	屋外子局
かみあおき	大鹿村大字 大河原1453	屋外子局

## 基本—31 移動系無線一覧

	呼び出し	場所	出力	周波数	備考
基地	おおしかむら	大鹿村役場		153.77MH z	
基地	おおしかしょうぼうほんぶ	大鹿消防		153.77MH z	
移動	おおしか 5	役場車載	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 6	教育委員会車載	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 101	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 102	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 103	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 104	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 105	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 9	スクールバス	10W	153.77MH z	
移動	おおしか 200	交流センター	10W	153.77MH z	
移動	おおしか 1	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 2	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 3	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 4	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 7	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 8	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 106	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 107	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 108	役場携帯	5W	153.77MH z	
移動	おおしか 109	診療所携帯	5W	153.77MH z	

デジタル簡易無線		機種	出力	周波数
	大鹿村 1	i COM	5W	351.2MH z から 351.38125MH z まで  6.25 k Hz 間隔の周波数 30 波
	大鹿村 2			
	大鹿村 3			
	大鹿村 4			
	大鹿村 5			
	大鹿村 6			

## 基本—32 災害情報の伝達・広報文例

1. 震度5弱以上の地震が発生した場合
  - (その1) 発生直後から10分ぐらいまで
  - (その2) 発生10分～2時間以内
  - (その3) 発生2時間～6時間以内
  - (その4) 発生6時間以降 [地震の被害状況の伝達する場合]
2. 火災発生の状況を知らせ、安全な避難方向を指示する場合
3. 交通の状況に関する情報を伝達する場合
4. 気象情報を伝達する場合
5. 避難の準備を知らせる場合
6. 避難の指示・誘導を行う場合
7. 救護対策の周知を行う場合
8. 避難収容場所の周知を行う場合
9. 防疫・保健衛生に関する周知を行う場合
10. 南海トラフ地震の臨時情報の発表を伝達する場合

### 1. 震度5弱以上の地震が発生した場合

#### (その1) 発生直後から10分ぐらいまで

1. 大鹿村役場からお知らせします。  
ただいま大きな地震がありました。  
まず火の元を消して下さい。  
ガスの元栓をしめて下さい。  
電気器具のスイッチもブレーカー切って下さい。  
ふろ場に火の気はありませんか。  
照明には懐中電灯を使って下さい。ガスに引火する場合があります。マッチ、ライター、ろうそくは使わないで下さい。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
2. 大鹿村役場からお知らせします。  
〇〇地方の地震はおさまりました。皆さん、落ち着いて周りを見て下さい。  
地震で一番怖いのは火事です。消し忘れた火はありませんか。  
ガスの元栓はしまっていますか。  
ガラスの破片などでけがをしないよう、スリッパや靴を履いて下さい。  
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないで下さい。  
もし、ガスのおいがしたら、メーター部分の元栓をしめて下さい。  
屋外にいる人は、まわりに何も無い所にとどまり、様子を見て下さい。  
重大な緊急連絡以外の電話は使用しないで下さい。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

3. 大鹿村役場からお知らせします。

〇〇地方の地震はおさまりました。

車に乗っている方は、車を左側に寄せて下さい。

エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。

道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいて下さい。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

皆さん、落ち着いて行動して下さい。

くりかえして お知らせします。(・・・・・・)

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

(その2) 10分後以降2時間以内

1. 大鹿村役場からお知らせします。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いていますので気をつけてください。

ガラスの破片などでけがをしないよう、スリッパや靴をはいて下さい。

あわてて外へ飛び出さないで下さい。

自宅が安全な人はそのまま中にいて下さい。

建物の周りは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。余震に気をつけて下さい。

やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼り、行き先が分かるようにしておいて下さい。

壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道の真ん中を歩いて下さい。

たれさがった電線には絶対に触れないで下さい。

2. 大鹿村役場からお知らせします。

〇〇地方の地震はおさまりました。皆さん、落ち着いて周りを見て下さい。

地震で一番こわいのは火事です。消し忘れた火はありませんか。

電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

皆さん、落ち着いて行動して下さい。

くりかえして お知らせします。(・・・・・・)

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

3. 大鹿村役場からお知らせします。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いていますので気をつけてください。

近所にお年寄りや体の不自由な方だけの家や大人が留守で子供だけの家はありませんか。

身のまわりが落ち着いたら声をかけてあげて下さい。

水道は使えますか。水はできるだけ確保して下さい。風呂桶やポリタンク、ペットボトルやビンなどに水を貯めておいて下さい。

トイレの水は流さないで下さい。タンクの中の水は、生活用水に使うことができます。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。  
皆さん、落ち着いて行動して下さい。  
くりかえして お知らせします。(・・・・・・・・)

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

(その3) 発生後2時間～6時間以内

1. 大鹿村役場からお知らせします。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いていますので気をつけてください。

家族全員にけががないかどうか確かめて下さい。

小さいお子さんがいる家族はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげて下さい。

ガラスの破片などでけがをしないよう、スリッパや靴をはかせて下さい。

たとえ大丈夫そうに見えても小さい子供たちは特に注意して見てあげる必要があります。

2. 大鹿村役場からお知らせします。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。

気をつけて下さい。

近所の人たちを確かめて下さい。

もし、助けを必要としていれば、手伝ってあげて下さい。

お年寄りや体の不自由な方だけの家や大人は留守で子供だけの家庭はありませんか。

身のまわりが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。

電気器具のスイッチを切ってあげて下さい。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

3. 大鹿村役場からお知らせします。

〇〇地方の地震はおさまりました。〇〇地方の地震は「震度〇」と発表されました。

みなさんにしばらくの間、協力いただきたいことは、次のとおりです。

- 電話は使わない
- 水は無駄にしない
- 見物にでかけない
- 照明スイッチをつけたり消したりしない
- マッチ、ライター、ろうそくは使わない
- たばこはしばらく、がまんして下さい
- その他

くりかえして お知らせします。(・・・・・・・・)

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

(その4) 発生6時間以降 地震の被害状況の伝達する場合

1. 大鹿村役場からお知らせします。

これまでに分かった被害の状況をお知らせします。

亡くなった方及び重傷の方は○人です。そのうちわけは、○地区で○人、○地区で○人です。

全壊または半壊した家屋は○棟です。そのうちわけは、○○地区で○棟、○○地区で○棟です。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

2. 大鹿村役場からお知らせします。

現在、○○内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。

しばらくの間、自治会など地域の人たちとともに対応して下さい。復旧には何日もかかる事が予想されます。

重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

くりかえして お知らせします。(・・・・・・・・)

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

2. 火災発生の状況を知らせ、安全な避難方向を指示する場合

1. 大鹿村役場からお知らせします。

○○地域付近で火災が発生し、現在も延焼中です。

2. 大鹿村役場からお知らせします。

現在○○地区の火災は、○○方向へ燃え広がっています。

○○地区及び○○地区にいる人は、○○方向へ避難して下さい。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

くりかえして お知らせします。(・・・・・・・・)

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

3. 交通の状況に関する情報を伝達する場合

1. 大鹿村役場からお知らせします。

これまでに分かった交通情報をお知らせします。

JRは全て運転を停止しています。現在、線路の点検を実施しており、運転再開にはしばらく時間がかかるかもしれません。

これからの放送でひきつづき交通情報をお知らせします。

またラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

2. 大鹿村役場からお知らせします。

これまでに分かった道路交通情報をお知らせします。

現在○○内の道路(または○○号線)は、一般車両の通行が禁止されています。

自動車の使用はしばらくやめて下さい。

現在通行中の方は、ラジオの情報及び現場警察官の指示に従って下さい。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。  
くりかえして お知らせします。(・・・・・・・・)

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

#### 4. 気象情報を伝達する場合

##### 1. 大鹿村役場からお知らせします。

先ほど〇〇県〇部に「大雨洪水警報」が発表されました。

〇〇県〇部では、所々で強い雨が降り、所によっては、1時間に〇〇mmを超える強い雨が降る見込みです。

このため、河川の増水や低い土地での浸水、土砂崩れは発生する恐れがあります。

厳重に注意して下さい。

これからのラジオ・テレビ・ホームページからの情報に注意して下さい。

村からは新しい情報が入りしだいお伝えします。

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

#### 5. 避難の準備を知らせる場合

##### 1. 大鹿村役場からお知らせします。

現在、〇〇地区付近は、〇〇のため危険な状態になりつつあります。(くり返し)

お年寄りや子供を、安全な〇〇(避難所)へ早めに避難させて下さい。

いつでも避難できるように準備をして下さい。火の元を消して下さい。

避難する際の荷物は、背負ったり、肩にかけられる程度の最小限の持ち出し品にとどめ、両手をあけるようにして下さい。

##### 2. 大鹿村役場からお知らせします。

避難の用意をして下さい。〇〇地区の火災は、〇〇方向へ広がっています(くり返し)  
飛び火に注意して下さい。

お年寄りや子供を、安全な〇〇(避難地)へ早めに避難させて下さい。

くりかえして お知らせします。(・・・・・・・・)

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

#### 6. 避難の指示・誘導を行う場合

##### 1. 大鹿村役場からお知らせします。

〇〇地区に対して、避難指示(・高齢者等避難)が出されました。

〇〇のため、危険な状況になりつつあります。

直ちに避難を開始して下さい。

避難先は〇〇です。

くりかえして お知らせします。(・・・・・・・・)

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

##### 2. 大鹿村役場からお知らせします。

現在〇〇地域で、床上浸水の被害が出つつあります。

直ちに避難を開始して下さい。  
付近の役場職員・消防団員は安全な誘導に注意して下さい。  
また、近所の人は、お互いに助け合って避難して下さい。  
〇〇地域の方の避難先は〇〇です。  
火の元を消して早く避難して下さい。  
くりかえして お知らせします。(・・・・・・・・)

3. 大鹿村役場からお知らせします。

ただいま〇〇地区一帯に避難指示（・高齢者等避難）が出されました。  
（風向きが悪いため、〇〇付近も危険です。）  
急いで〇〇に避難して下さい。  
役場職員及び警察官や消防団員の指示に従って、落ち着いて避難して下さい。  
くりかえして お知らせします。(・・・・・・・・)

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

7. 救護対策の周知を行う場合

1. 大鹿村役場からお知らせします。

負傷者の救護所は、〇〇、〇〇・・・・に設置されました。  
自分たちで処置できないケガの方は、〇〇、〇〇・・・・救護所に連れて行ってください。  
くりかえして お知らせします。(・・・・・・・・)

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

8. 避難収容場所の周知を行う場合

1. 大鹿村役場からお知らせします。

避難所の設置場所に関してお知らせします。  
罹災者の避難所が、〇〇、〇〇・・・・に設置されました。  
くりかえして お知らせします。(・・・・・・・・)

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

9. 防疫・保健衛生に関する周知を行う場合

1. 大鹿村役場からお知らせします。

被災された地区の方にお知らせします。  
飲料水は、安全のためハンカチなどの布でこしてください。  
また、5分間程度沸騰させ消毒してください。  
食中毒にならないよう、必ず火を通したものか、食中毒にならないようなものを食べるようにしてください。  
熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けてください。  
食中毒症状の時は、保健所または村の相談窓口に連絡してください。  
くりかえして お知らせします。(・・・・・・・・)

こちらは、大鹿村役場です。以上で放送を終わります。

10. 大地震の警戒宣言の発令を伝達する場合

1. 大鹿村役場からお知らせします。

先程、内閣総理大臣から、大規模地震の警戒宣言（・気象庁から南海トラフ地震臨時情報もしくは南海トラフ地震関連解説情報）が発令されました。

これは、警戒宣言ですから、すぐに地震が起こるとは限りません。

みなさん、次のことを必ず守ってください。

第一に、ラジオやテレビの放送に注意して正確な情報をつかんでください。

第二に、火の使用を自粛してください。

第三に、飲料水、食糧、また救急医薬品、貴重品など確かめ、準備してください。

みなさん、慌てることはありません。

警戒本部を設置し対策に全力を尽くしています。

落ち着いて〇〇や自治会の指示に従って行動してください。

### 基本—33 地震対策のチェックポイントと補強対策

区分	事前チェック	補強対策
敷地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 石垣（石積）、よう壁、ブロック塀がくずれおそれがないか。</li> <li>2. 法面あるいは、がけくずれはないか。</li> <li>3. 避難路はあるか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンクリートを打って補強する。応急措置としては突張りをかう。</li> <li>2. 敷地周辺の排水を取る。出来るだけ不透透質（コンクリートU字溝等）のものを布設する。</li> <li>3. 道路又は空地へ容易に避難できるように障害物をなくす。</li> </ol>
木造建物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 耐震診断をする。</li> <li>2. 屋根がわらがくずれかけていないか。</li> <li>3. 火気を使用する室（台所、風呂たき口等）は、不燃材料で仕上げてあるか。</li> <li>4. 外壁モルタルや土壁がくずれかけていないか。</li> <li>5. ガラス戸がはずれやすくないか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 診断結果に基づき筋交いを入れたり、壁の量を増やす等の補強をする。</li> <li>2. 補修したり又は出入り口の上にひさし等をつけ、直接頭上等に落下しないようにする。</li> <li>3. モルタル塗り、ストレート、ステンレス等で燃えないようにする。</li> <li>4. ひびの入ったものは補修する。</li> <li>5. ガラスに紙等を張り補強する。</li> </ol>
公共建築物 及一般ビル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 耐震診断をする。</li> <li>2. カーテンウォール構造は落下しないか。</li> <li>3. 二方向避難ができるか。</li> <li>4. 非常用照明や避難誘導灯があるか。</li> <li>5. 防火扉は完全に作動するか。</li> <li>6. 非常用進入口があるか。</li> <li>7. 非常電源装置があるか。</li> <li>8. ガス管、給排水管は、老朽化していないか。</li> <li>9. エレベーター等の保守点検をする。</li> <li>10. 天上仕上材は落下しないか。</li> <li>11. 古いビル（旧建築基準法当時施行したもの）の階段室、エレベーターホール等の堅穴区画はあるか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 古い鉄筋コンクリート造は耐震チェックをする必要がある。鉄骨造は、溶接やボルト締めについてチェックすること。</li> <li>2. 外壁パネルの取付状況、窓ガラスのバテが耐震性があるか。特にガラス面積の大きいものは、ガラスの破損を防ぐためガラス溝にクッション材を敷込み、シーリング材をてん充する。</li> <li>3. 階段等を2ヶ所以上設ける。</li> <li>4. 停電時、避難できるようバッテリーを設置する。</li> <li>5. 煙感知器で自動閉塞するものとする。また、防火扉の周囲には物品を置かないこと。</li> <li>6. はしご車で救助できる開口部を設ける。</li> <li>7. 停電時、発電機に切換え出来る設備が必要である。</li> <li>8. 耐震性があるかチェックする。古いものは取りかえる。</li> <li>9. 非常装置が適格に作動するかチェックする。</li> <li>10. 特に階段裏のモルタルやプラスターがはくりしないか補修する。</li> <li>11. ないものは防火区画とする。</li> </ol>

### 基本—34 文化財の防火施設の設置状況

名称	設置してある防火設備等			
	自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
福德寺本堂	○	○	○	
松下家住宅		○		

## 様式

# 様式—1 災害概況即報と被害状況即報

## (1) 災害概況即報

### 第4号様式(その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_  
 災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



## 様式—2 火災即報

### 第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他		
出火場所								
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		( 月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)					
出火箇所			出火原因					
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症		人					
	中等症		人					
		軽症		人				
建物の概要	構造		建築面積		㎡			
	階層		延べ面積		㎡			
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	計	棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
		半焼					建物焼損表面積	㎡
		部分焼					林野焼損面積	ha
		ぼや						
り災世帯数			世帯	気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)		台		人			
	消防団		台		人			
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人			
救急・救助活動状況								
災害対策本部等の設置状況								
その他参考事項								

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式—3 緊急消防援助隊等の応援要請等

別記様式1-2

応援等要請のための連絡事項

第	報			
年	月	日	時	分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	年	月	日	時	分頃
災害発生場所	都道府県			市区町村	
出勤を希望する区域・活動内容					
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明	
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明	

応援等連絡日時	年	月	日	時	分
必要とする応援隊 <small>(必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)</small>	出勤可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊		特殊装備小隊	大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊		
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊		
	水上小隊		水難救助小隊		
		その他( )			
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)					

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

## 部隊移動に関する意見(回答)

平成 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

部隊移動に関する意見

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

様式—4 緊急通行車両等事前届出書

別記様式第1

災害防犯法 地震防災対策特別措置法 国民保護法 緊急通行車両等事前届出書 長野県公安委員会 殿 届出者住所(電話)氏名 年 月 日 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 長野県公安委員会 印		第 号
番号に表 示している 番号 (緊急輸 送を行う車 両にあつ ては、輸 送人員又 は品名)	( ) 局 番	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
使用 者 住 所 氏 名	出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。		

様式—5 罹災証明書等

●罹災証明申請書 1 枚目

## 罹 災 証 明 申 請 書

大鹿村長

\_\_\_\_\_ 年      月      日

申請者 (世帯主)	住 所	
		電話番号
	(現在の連絡先)	
		電話番号
	(ふりがな) 氏 名	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	
		電話番号
	(ふりがな) 氏 名	
		申請者との関係

罹災原因	_____ 年      月      日の	による
------	------------------------	-----

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
---	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害 ( <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下 ) <input type="checkbox"/> その他被害(以下に記入)
-------	---

(追加項目)	(留意事項2を参考に、必要な項目があれば追加してください。)
--------	--------------------------------

### 【留意事項1】

(項目の削除)

- 1 項目の削除も可能ですが、「申請者(世帯主)」、「罹災原因」及び「被災住家の所在地」は罹災証明書の統一様式における証明事項となっているため、これらの項目は削除しないでください。

(項目の追加)

- 2 次ページ(留意事項2)を参考に、必要と考えられる記載項目を、適宜、追加してください。記載順や追加する項目数は任意です。

(項目の編集)

- 3 申請者欄への生年月日の追加、罹災原因欄への災害名称の記入、記入欄の大きさ又は線の太さの変更、詳細な説明の追加等は可としますが、レイアウトを大きく変更しないでください。

(写真を活用した被害区分の判定)

- 4 下記の場合には、申請者から提出された添付写真等を確認することにより、現地調査を経ずに被害区分を判定することが可能です。写真により被害区分を判定する場合は、次ページ(例1)の「写真による被害区分の判定」欄を追加してください。

(現地調査を省略できる場合)

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合  
(参考1「外観による判定 一見して住家全部が倒壊」等の例示参照)
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合  
(参考2「水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について」参照)
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式(※)による一部損壊の判定を行う場合  
(参考3「被害が軽微なものの取扱い」参照)

(※) 自己判定方式とは、「準半壊に至らない(一部損壊)」の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式(現地での被害認定調査は省略)を指す

写真による判定を行う場合、どのような場合に写真による判定が可能であるかを別途周知するとともに、住家が申請者の居住家屋であることが分かるように、表札を含む住家の写真を撮影する等、申請用の写真を撮影する際のポイント等も併せて周知するようにしてください。

なお、被災者に過度な負担とならないように、申請時の写真や図面などの添付・提示を必須としないようにご留意ください。

●罹災証明申請書 3 枚目

【留意事項2】(追加項目の記載例(例示であり、これらに限りません))

(例1)写真による被害区分の判定

写真による被害区分の判定(※)	<input type="checkbox"/> 希望する(写真を添付)
	<input type="checkbox"/> 希望しない

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合  
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

(例2)被災住家の世帯構成員

	氏名	続柄	生年月日	性別	備考
被災住家の世帯構成員		世帯主	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

(例3)住家以外の被害

住家以外の被害	
---------	--

(例4)罹災証明書の必要枚数

罹災証明書の必要枚数	枚
------------	---

(例5)罹災証明書の使用目的

罹災証明書の使用目的	
------------	--

(例6)被災住家に関する情報の内部利用の同意確認

住家に関する情報の内部利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 <input type="checkbox"/> 確認しました
------------------	--

(例7)罹災証明書の交付方法

罹災証明書の交付方法	<input type="checkbox"/> 郵送(住所: ) (宛先: )
	<input type="checkbox"/> 窓口(〇〇市本庁舎)
	<input type="checkbox"/> 〇〇避難所

(記入例)

## 罹災証明申請書

大鹿村長

令和〇年 〇〇月 〇〇日

申請者 (世帯主)	住所 <b>大鹿村〇番〇号</b>	電話番号 <b>000-000-0000</b>
	(現在の連絡先) <b>同上</b>	電話番号 <b>同上</b>
	ふりがな <b>〇〇〇 〇〇〇</b>	氏名 <b>〇〇 〇〇</b>

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所 <b>大鹿村〇番〇号</b>	電話番号 <b>000-000-0000</b>
	ふりがな <b>〇〇〇 〇〇〇</b>	氏名 <b>〇〇 〇〇</b>

罹災原因	<b>令和〇年 〇月 〇日</b> の <b>大雨</b> による
------	-----------------------------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	<b>大鹿村△番△号</b>
--	----------------

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水被害 ( <input checked="" type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下 ) <input checked="" type="checkbox"/> その他被害(以下に記入) <b>がけ崩れによる土砂が室内に流入した</b>
-------	--

写真による 被害区分の 判定(※)	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する(写真を添付) <input type="checkbox"/> 希望しない
-------------------------	---

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合  
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

様式—6 避難者名簿

避難者名簿

避難所

受付No.

区画No.

太枠内をご記入ください。個人情報の取扱いは厳重に行います。  
また、全員が別紙の問診票もご記入ください。

①	所属する地区名 【自治会名】		入所日	令和	年	月	日				
②住所	大鹿村										
	家の電話番号	( )									
③世帯	※同時に避難所に入る家族のみお書きください						年齢	性別	受傷の有無 (軽微でも)	感染症確認 ※所員記入	
	代表者 (1人目)	フリガナ							男・女		
		氏名									
		携帯電話番号	( )								
		メールアドレス									
	2人目	フリガナ							男・女		
		氏名									
	3人目	フリガナ							男・女		
		氏名									
	4人目	フリガナ							男・女		
		氏名									
	5人目	フリガナ							男・女		
		氏名									
	④特別な配慮が必要なこと ※福祉避難所利用希望 食物アレルギー等										
⑤緊急連絡先(親族等)		氏名						関係性			
		電話番号									
⑥ペットの同行		有(種類・数 ) ・ 無									
⑦家屋の被害状況 ※わかるものに○		・全壊 ・大規模半壊 ・半壊 ・一部損壊 ・床上床下浸水 ・停電 ・断水 ・ガス停止									
⑧お手伝いいただけること ※ご対応頂けることがあれば○		・医療、看護、介護 ・衛生、清掃 ・栄養管理、調理 ・建築、電気 ・外国語対応( ) ・ペットの世話 ・その他( )									
⑨安否の問い合わせに対し、住所・氏名をお答えしてもいいですか? ●「いいえ」の場合、家族であっても「こちらの場所にはおりません」と回答します。 但し、村職員及び警察官による公務の問い合わせの場合には全て公表します。							はい ・ いいえ				
⑩その他											
退所日・確認事項 ※所員記入		令和 年 月 日 (貸与品の返却 □)									

## 避難所入所時健康状態チェックリスト

●下記の太枠内についてご記入ください。

●こちらのシートは、ご自身で記入できない方を除き、必ずご自身で記入してください

※ご自身で記入できない方とは、障がいをお持ちの方、けがをされている方、老齢の方、子どもの方等を指します。

避難所名

氏名	年齢	性別
		男・女

	チェック項目	
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ
7	吐き気がありますか？	はい・いいえ
8	下痢がありますか？	はい・いいえ
9	からだにぶつぶつ(発疹)が出ていますか？	はい・いいえ
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ
11	現在、医療機関に通院をしていますか？（症状：            ）	はい・いいえ
12	現在、服薬をしていますか？（薬名：            ）	はい・いいえ
13	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください	はい・いいえ
16	乳幼児と一緒にですか？（妊娠中も含む）	はい・いいえ
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
18	てんかんはありますか？	はい・いいえ

（以下は、受付担当者が記入します）

体温	.            °C    (            日            時            分)
滞在スペース・区画	
受付者名	

退所日	
受付者名	

様式—7 様式第1号（概況速報）

概 況 速 報			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	( )	受 信 者	( )

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄 道 } 通 信 } 電 力 } 水 道 } 施 設 関 係		
そ の 他		
応 急 対 策 等 の 活 動 状 況 消 防 職 員 ・ 消 防 団 員 の 出 動 状 況 等		

様式—8 様式第2号（人的および住家の被害）

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）											
災害の名称			災害の日時							年 月 日 時	
災害発生の場所											
災害報告の時限			月 日 時現在			発信機関及び		災害担当者			
人的被害者	死者		人		住家の被害	世帯数及び人数	床上浸水	世帯			
	行方不明		人					人員			
	負傷者	重傷		人			床下浸水	世帯			
		軽傷		人				人員			
	小計		人			非住家の被害（全・半壊）					
	計		人								
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出		棟		災害発生の原因					
		半壊又は半焼		棟							
		一部破損		棟							
	床上浸水		棟		す 救 援 措 置 に と っ た						
	床下浸水		棟								
世帯数及び人員	全壊・全焼又は流出		世帯		法 見 込 み の						
	人員		人								
	半壊又は半焼		世帯								
人員		人		そ の 他		消防職員出動延人員		人			
一部破損		世帯		人員		消防団員出動延人員		人			
人員		人									

- (注)：(1) 負傷者のうち「重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること。
- (2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は、主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- (3) 「一部破損」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする。
- (4) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹林のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (5) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- (6) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は、「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告する。

様式—9 様式第2-1号（避難指示等避難状況報告）

災害の名称				災害発生日時	月	日	時
報告の名称	月 日 時現在			発信時刻	月	日	時
発 信 者							
避難指示の状況				避難場所等の状況			
指示・高齢者 等避難の別	地 区 名	世 帯 数	人 員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入 所 人 員
合計				合計			



様式— 1 1 様式第 5 号（農業関係被害）

(表5-1)

災害名	発生日時	月 日 時 分～ 日 時 分	発信日時	月 日 時 分
	発信機関 (発信者)		受信機関 (受信者)	

区分 項目	作物名	被害額30%未満		被害率30%以上		合 計			主な被害地区 及び被害農作 物の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産 物 被 害	水 稻								
	麦・雑穀・豆類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特 用 作 物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹 体 被 害	果 樹							
そ の 他 ( )									
小 計									
	計								

区分 項目	施設名	園芸関係			そ の 他			合 計		
		件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額
施 設 関 係	建 物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区分 項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
そ の 他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
被害者農業者(家)数		戸	特別被害農業(家)数	戸	

(表5-2)

(被害情報収集法)

農業関係被害状況報告(中間・確定)						
災害の名称		災害発生日時		月	日 時	
		報告の時限		月	日 時現在	
区分		地域別			計	
農 作 物	水陸稲	被害面積(ha)				
		うち30%以上(ha)				
		減収量(t)				
	その他の農作物	被害面積(ha)				
		うち30%以上(ha)				
		減収量(t)				
	(種類:					
	樹体被害	被害面積(ha)				
		被害額(千円)				
		(種類:				
	計	被害面積(ha)				
		被害額(千円)				
施 設	共同利用施設(件)					
	非共同利用施設(件)					
	地方公共団体施設(件)					
	計	件数(件)				
被害額(千円)						
畜 産 物 用	畜産物( )					
	蚕繭( )					
	その他( )					
	計	被害額(千円)				
農地・ 農業用 施設	農地	被害箇所数				
		被害箇所数				
	農業用施設	被害箇所数				
	計	被害箇所数				
		被害額(千円)				
被害額総計(千円)						
被害農業者(家)数(戸)						





(表6-3)

## 3 林 産 物 被 害 状 況

区 分			農 林 業 者										そ の 他								合 計			
			森 林 組 合 同 連 合 会		農 業 協 同 組 合 同 連 合 会		そ の 他 任 意 団 体		個 人		計		中 小 企 業 等 協 同 組 合		会 社 ・ 個 人		そ の 他		計					
			数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額			数 量	金 額
木	立木(m <sup>3</sup> )	天																						
		人																						
	素 材 (m <sup>3</sup> )																							
	製 材 (m <sup>3</sup> )																							
	そ の 他																							
	材	小 計																						
薪	薪炭原木 (m <sup>3</sup> )																							
	木 炭 (kg)																							
	薪 屑 積 (m <sup>3</sup> )																							
	そ の 他																							
	炭	小 計																						
特 殊 林 産 物	しいたけ (kg)																							
	わ さ び (kg)																							
	竹 材 (束)																							
	小 計																							
合 計																								
被 害 者 数																								

- 注: 1 木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として( )書で示すこと。  
 2 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。  
 3 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあつてはその組合数、会社及び個人にあつては会社数及び戸数の実数を記入する。  
 4 県有林(県行造林含む)の被害を、その他欄に内数として( )書で示すこと。

(表6-4)

## 4 林 産 施 設 被 害

区 分		そ の 他																		合 計								
		中小企業等協同組合						会 社 ・ 個 人						そ の 他									計					
		全 壊		半 壊		計		全 壊		半 壊		計		全 壊		半 壊		計								堆 積 土 砂 量 ( m <sup>3</sup> )		
		数	金	数	金	数	金	数	金	数	金	数	金	数	金	数	金	数	金				数	金	数	金	排 土 量	排 土 費
木	木 材 倉 庫 (棟)																											
	貯 木 場 (坪)																											
	網 場																											
	流 送 路 (km)																											
材	木 工 材 施 加 設	建 物 (棟)																										
		機 械 (点)																										
		計																										
木	集 運 材 施 設																											
	木 炭 倉 庫 (棟)																											
	炭 窯 (基)																											
	木 工 材 施 加 設	建 物 (棟)																										
		炭 窯 (基)																										
簡 易 搬 送 施 設																												
特 殊 林 産 物	特 殊 林 産 倉 庫 (棟)																											
	わ さ び 育 成 施 設 (坪)																											
	し いた け 育 成 施 設 (坪)																											
	し いた け ほ だ 木 (本)																											
	特 産 工 殊 物 施 林 加 設	建 物 (棟)																										
機 械 (点)																												
計																												
合 計																												
被 害 者 数 等																												

注 1 堆積土砂量の欄は貯木場および流送路についてのみ記入する。

注 2 被害者数等の欄は、中小企業等協同組合にあってはその組合数、会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。

(表6-5)

## 5 林産物間接被害

区分	農 林 業 者										そ の 他								合計			
	森林組合 同連合会		農業共同組 合同連合会		その他任 意団体		会社・個人		計		中小企業等 協同組合		会社・個人		そ の 他		計					
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
木	立 木 (m <sup>3</sup> )																					
	素 材 (m <sup>3</sup> )																					
	製 材 (m <sup>3</sup> )																					
	そ の 他																					
材	小 計																					
	薪炭原木 (m <sup>3</sup> )																					
薪	木 炭 (kg)																					
	薪 層 積 (m <sup>3</sup> )																					
	そ の 他																					
	小 計																					
特	しいたけ (kg)																					
	わ さ び (kg)																					
	竹 材 (束)																					
	小 計																					
合 計																						
被 害 者 数																						

注：1 道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬不能等となった滞貨及び金額を記入する。

2 被害者数等の欄は森林組合の団体にあつてはその組合数、会社及び個人にあつては会社及び戸数の実数を記入する。



様式—13 様式第7号（土木関係被害）

(表7-1)

災 害 総 括 表

(単位:千円)

区 分	前 回 ま で の 報 告 分								今 回 報 告 分		年 間 の 合 計	
	自月日	異常気象名	自月日	異常気象名	自月日	異常気象名	自月日	異常気象名	自月日	異常気象名		
	至月日		至月日		至月日		至月日		至月日			
	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額		
県 工 事	河 川											
	砂 防											
	地 滑り											
	急 傾斜											
	道 路											
	橋 梁											
	計											
市 町 村 工 事	河 川											
	道 路											
	橋 梁											
	計											
合 計	河 川											
	砂 防											
	地 滑り											
	急 傾斜											
	道 路											
	橋 梁											
	計											



(表 7 - 3)

急傾斜地の崩壊等による被害状況報告					
第 報 ( 月 日 時現在)					
ふりがな 場 所				ふ り が な 区 域 名	
発 生 日 時	月 日 時 分	異 常 気 象 名			
原 因	連 続 雨 量	mm	月 日 時 ~ 月 日 時	(観測所)	
	日 雨 量	mm	月 日 時 ~ 月 日 時		
	最 大 時 間 雨 量	mm	日 時 ~ 日 時		
	そ の 他 概 況				
斜面の種類	自然斜面 人工斜面	概況平面図		縦断図	
拡大の見込	有 無				
安全対象 人家戸数	戸				
崩壊の状況	高 さ	m			
	幅	m			
	崩 壊 面 積	m <sup>2</sup>			
	崩壊地区の勾配	度			
	崩 壊 土 砂 量	m <sup>3</sup>			
	そ の 他				
被害の状況	死者・負傷者等	有・無	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名
	住 宅 被 害	有・無	全壊 戸	半 壊 戸	一部破損 戸
	公共的建物被害	有・無			
	その他の建物被害	有・無			
	そ の 他 の 概 況				
応急対策及び 警戒避難状況	応 急 対 策				
	避 難 状 況				
適用法令等の 施行状況	法 令 等	有 無	法 令 等	有 無	
	急傾斜地法適用区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		
	建築基準法による災害危険地区域		宅 地 造 成 工 事 規 制 区 域		
	地すべり防止区域(建・林・農)		都市計画に基づく開発許可制度の適用区域		
	砂 防 指 定 地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域		
	保 安 林		宅 地 基 準 条 例 の 適 用 地 区		
	災害対策基本防災計画区域		そ の 他		
備 考					
受 送 信	送 信 者 氏 名	受 信 者 氏 名			

注) 1 急傾斜地の崩壊(がけ崩)、地すべりによる災害で人家人命、公共的建物に被害のあったもの。

2 被害状況写真を添付すること。

(表 7 - 4)

土石流等の土砂災害による被害状況報告									
第 報 ( 月 日 時現在)									
ふりがな				ふりがな					
場所				河川名	川				
発生日時	月	日	時	分	異常気象名				
原因	連続雨量	mm	月	日	時～月	日	時	(観測所)	
	日雨量	mm	月	日	時～月	日	時		
	最大時間雨量	mm	日	時～	日	時			
	その他概況								
土砂の流失の形態	掃流形態	土石流形態	概況平面図						
安全対象面積			m <sup>2</sup>						
土石流の状況	けい流域面積			km <sup>2</sup>					
	氾濫面積			m <sup>2</sup>					
	流出土砂量			m <sup>3</sup>					
	堆積粒径(最大)			cm					
	けい流縦断勾配			度		注) ①水系級数の区分を明示する。			
	その他					②土砂の氾濫、浸水状況、異常堆積状況及び量を明示する。			
被害の状況	死者・負傷者等	有・無	死者	名	行方不明者	名	負傷者	名	
	建物被害	有・無	全壊	戸	半壊	戸	一部破損	戸	
	土木施設被害	有・無			床上浸水	戸	床下浸水	戸	
	その他の建物被害	有・無							
	その他の概況				被害金額	千円			
応急対策及び警戒避難状況	応急対策								
適用法令等の施行状況	法令等	有	無	法令等	有	無			
	砂防指定地内			砂防指定地外					
	保安林指定地			宅地造成等工事規制区域					
	地すべり防止区域(建・林・農)								
備考									
受送信	送信者氏名		受信者氏名						

注) 1 土石流等土砂による災害で人家、人命、公共的建物に被害のあったもの。

2 被害状況写真を添付すること。

様式—14 様式第9号（水道施設被害）

(表9-1)

水道施設被害状況報告 <span style="float: right;">(中間 確定)</span>				
災害の名称		災害発生日	月 日 時	
災害発生場所				
報告の时限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分	
発信者	( )	受信者	( )	
水道の名称		給水区域及び 現在給水人口	( 戸 人)	
被害給水区域及び 被害給水人口	( 戸 人)			
災害の状況		被害 金額	千円	
応急処置及び 給水現場				
	給水応援	消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
緊急 応 援 の 要 否	給水車 両/日 m <sup>3</sup> 分	乾式注入能力 g/h 機		
	ろ水器 両/日 m <sup>3</sup> 分	湿式 g/h 機		
	自衛隊給水班要請/ 日 m <sup>3</sup> 日間	簡易滅菌機 g/h 機		
	水道から応急給水/ 日 m <sup>3</sup> 分	液体塩素 kg入 本		
	日間	さらし粉高速 普通 500g 本		
	必要なし	必要なし		

様式—15 様式第10号（廃棄物処理施設被害）

廃棄物処理施設 <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">                     {                      ごみ・し尿・                      下水道終末処理                      }                 </span> 被害状況報告 <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">                     {                      中間                      確定                      }                 </span>			
災害の発生		災害発生日	年 月 日 時
災害発生場所			
報告の时限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	( )	受信者	( )

被害施設名			
被害の区域および処理人口			
被害の状況			
被害額	千円	千円	千円
応急措置の現況			
災害救助の有無			
その他必要な事項			

様式—16 様式第11号 (感染症関係)

(表11-1)

感 染 症 関 係 報 告				(中間 確定)
災 害 の 名 称		災 害 発 生 月 日	月 日 時	
災 害 発 生 場 所				
報 告 の 時 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分	
発 信 者	( )	受 信 者	( )	

感 染 症	項目 病名	発 生 患 者 等 数					備 考
		患 者	疑 似	無症状 病原体 保有者	計	う ち 死 者	
備 考							



様式—17 様式第12号（医療施設被害）

医療施設被害状況報告			（中間 確定）	保健所名
災害の名称		災害発生日	月	日 時
報告の时限	月 日 時現在	発受信時刻	日	時 分
発信者	( )	受信者	( )	

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊 全焼	流出	半壊 半焼	浸水	その他		
(病院)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診療所)										
合 計										

注:1 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。  
 2 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式—18 様式第13号（商工関係被害）

（表13-1）

商工関係被害状況報告 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中間 確定</span>								
災害の名称				災害発生日		年 月 日 時		
災害発生場所								
報告の時刻		月 日 時現在		発受信時刻		日 時 分		
発信者		( )		受信者		( )		
被害区分			業種区分	鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、 団体 以外の 事業所	建物の被害（ア）	全壊	棟数（棟）					
			損害額（千円）					
		半壊	棟数（棟）					
			損害額（千円）					
		その他被害	棟数（棟）					
			損害額（千円）					
		土地の被害（イ）	損害額（千円）					
		（ア）（イ）以外の有形固定資産の被害	損害額（千円）					
	製品・仕掛品・原材料の損害	損害額（千円）						
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害		件数（件）						
		損害額（千円）						
商工会議所・商工会の被害		件数（件）						
		損害額（千円）						
小計		損害額（千円）						
除雪、排水等の災害対策に要した経費（千円）								
その他災害の発生により生じた損害額（千円）								
損害額総計（千円）								
被害件数（事業（務）所数）								

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

(表13-2)

(被害情報収集用)

商 工 関 係 被 害 状 況 報 告				( 中 間 確 定 )	
災害の名称			災害発生日時	月	日 時
			報告の時限	月	日 時現在

被害区分			地域の別				計
			市町村				
組 合 団 体 以 外 の 事 業 所	建物の被害 (ア)	全 壊	棟数	鉱工業			
				商業			
				サービス業			
				その他			
		損 害 額 (千円)	鉱工業				
			商業				
			サービス業				
			その他				
		半 壊	棟数	鉱工業			
				商業			
				サービス業			
				その他			
	損 害 額 (千円)	鉱工業					
		商業					
		サービス業					
その他							
そ の 他 の 被 害	棟数	鉱工業					
		商業					
		サービス業					
		その他					
損 害 額 (千円)	鉱工業						
	商業						
	サービス業						
	その他						
土 地 の 被 害 (イ)	損 害 額 (千円)	鉱工業					
		商業					
		サービス業					
		その他					
(ア)(イ)以外 の有形固定資 産の被害	損 害 額 (千円)	鉱工業					
		商業					
		サービス業					
		その他					
製 品 、 仕 掛 品 、 原 材 料 の 被 害	損 害 額 (千円)	鉱工業					
		商業					
		サービス業					
		その他					
事業協同組合、 商工組合協業 組合の被害			件数	(件)			
			損害額	(千円)			
商工会の被害			件数	(件)			
			損害額	(千円)			
除雪排水等の災害対策に要した経費				(千円)			
その他災害の発生により生じた損害額				(千円)			
被害額総計				(千円)			
被害件数(事業(務)所数)							

様式—19 様式第14号（観光施設被害）

観 光 施 設 被 害 状 況 報 告										中間 確定
災 害 の 名 称			災 害 発 生 月 日			年 月 日 時				
災 害 発 生 場 所										
報 告 の 時 限		月 日 時現在		発 受 信 時 刻		日 時 分				
発 信 者			( )			受 診 者		( )		
1 土木施設(遊歩道・つり橋等)										
区 分	県 工 事		市 町 村 工 事		そ の 他		計			
	か 所	被 害 額	か 所	被 害 額	か 所	被 害 額	か 所	被 害 額	被 害 額	
道 路		千円		千円		千円			千円	
橋 梁										
計										
2 一般観光地建物										
区 分	県 有 施 設		市 町 村 施 設		国 民 宿 舎 ・ 旅 館 等		そ の 他 施 設		計	
	件 数	被 害 額	件 数	被 害 額	件 数	被 害 額	件 数	被 害 額	件 数	被 害 額
建 物 そ の 他	全 壊		千円		千円		千円		千円	
	半 壊									
	そ の 他									
	計									



被害区分	地域別					計
小学校	棟数					
	被害額(千円)					
中学校	棟数					
	被害額(千円)					
社会教育施設	棟数					
	被害額(千円)					
小計	棟数					
	被害額(千円)					
建物以外	被害額(千円)					
被害額計(千円)						

様式—21 様式第17号（所有財産被害）

所有財産設被害状況報告 <span style="float: right;">(中間確定)</span>			
災害の名称		災害発生年月日	年 月 日 時
報告の时限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	( )	受信者	( )

この報告書内容には、他の報告統計によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数 (計)	全壊 (流出)	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小計								
公 共 土 木 施 設 の 被 害  (市町単 災のみ)	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
	河川	か所					千円		
	道路								
	橋梁								
	小計								
そ の 他	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
		か所					千円		
	計	—	—						

様式— 22 様式第 19 号 (火災速報)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名	
報告者名	

事故種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 ( 覚知日時 )	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )	( 鎮 庄 日 時 ) 鎮 火 日 時	( 月 日 時 分 ) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名(代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重傷 人 中等症 人 軽傷 人		死者のた 生理 由			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部 分 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> a
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動						
災害対策本部等 の設置状況						
その他参考事項						

様式—23 様式第 19-2 号 (危険物等の事故による被害)

第 報

事故名 { 1. 危険物に係る事故  
2. その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区	〔レイアウト第一種、第一種〕 第二種、その他			
発生日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火(処理完了)日時	月 日 時 分		
消防知覚方法		気象状況			
物失の区分	1. 危険物 2. 準危険物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他( ) 物質名				
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他( )				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者数	人		
	計 人	重症	人		
		中等症	人		
		軽症	人		
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	警戒区域の設定 指令停止命令	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁			
		自衛隊			
その他					
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

様式—24 様式第 21-1 号 (被害状況総括)

災害対策本部

被害状況総括 (中間確定 月 日 時現在)

災害の名称:	
発生日時:	
発生地域:	
被害総括	
人的被害	死者 , 行方不明 , 計= 人 重傷者 , 軽傷者 , 計= 人
被害総額	うち国直轄・公共機関分 千円( 千円) (10億) (百万) (※印の計)

災害対策本部 の設置状況	
災害救助法の 摘要状況	
自衛隊の出動 状況	
(概要)	

被害者の別		発生数	被害額(千円)
住家棟の被害	計 (棟)		
	棟全壊 (〃)		
	棟半壊 (〃)		
	棟一部破損 (〃)		
	床上浸水 (〃)		
	床下浸水 (〃)		
	非住家の全・半壊 (〃)		
	計	世帯	
	世帯	世帯	
	全壊	世帯	
	半壊	世帯	
	一部破損	世帯	
	床上浸水	世帯	
	床下浸水	世帯	
農業関係被害	計		
	水陸稲 (ha)		
	施設 (件)	▽	
	畜産物等 ( )		
	農用地 (ha)		
林業関係被害	計 (〃)		
	治山 (〃)		
	林道 (〃)		
	その他		
公共土木施設関係被害	計 (カ所)		
	河川 (〃)		
	砂防 (〃)		
	道路路 (〃)		
	橋りょう (〃)		
	※国直轄分(河・道・橋) ※		
その他の被害	右欄の計(千円)		
	うち建物 (▽印の計)		

被害者の別		発生数	被害額(千円)
都市施設被害	計 (カ所)		
水道施設被害	計 (施設)		
	被害給水人口(人)		
清掃施設被害	計 (施設)		
医療施設被害	計 (施設)		
	うち建物被害(棟) ▽		
商工関係被害	計 (件)		
	うち鉱工業(棟) ▽		
	建物商業(〃) ▽		
	被害その他(〃) ▽		
	うち製品・原材料等		
	うち間接被害		
観光施設被害	計 (カ所)		
	うち建物被害(〃) ▽		
教育関係被害	計 ( )		
	うち建物被害(棟) ▽		
県有財産被害	計 ( )		
	うち建物被害(棟) ▽		
村有財産被害	計 ( )		
	うち建物被害(棟) ▽		
	うち土木小災害(カ所)		
社会福祉施設被害	計 (施設)		
	うち建物被害(棟) ▽		
国保診療施設被害	計 (施設)		
	うち建物被害(棟) ▽		
公益事業関係被害	計	※	
	鉄道	不通カ所 被害件数	
	通信	不通回線	
	電力	被害カ所 (停電地区)	
	ガス	被害カ所	
	その他		

様式—25 様式（県及び近隣市町村への応援要請）

応 援 要 請 書 殿 年 月 日 災害対策本部長	
要 請 理 由	
応 援 を 必 要 と す る 部 ・ 係	
応 援 を 必 要 と す る 人 員	
従 事 事 務 内 容	
従 事 期 間	年 月 日 時 分より 年 月 日 時 分まで

様式—26 様式（指定行政機関に対する派遣要請）

派 遣 要 請 書 殿 年 月 日 災害対策本部長	
派遣を必要とする理由	
派遣を必要とする 職員の職種別	
派遣を必要とする職員数	
派遣を必要とする期間	年 月 日 時 分より 年 月 日 時 分まで
派遣される職員の 給与及び勤務条件	
その他の必要事項	

様式—27 様式（自衛隊派遣要請）

陸 上 自 衛 隊 派 遣 要 請 書			
長野県知事		年 月 日	
災害対策本部長			
災 害 の 状 況 及 び 派 遣 を 必 要 と す る 理 由			
派 遣 を 必 要 と す る 期 間		自 年 月 日 ( 日間) 至 年 月 日	
派 遣 を 希 望 す る 区 域 作 業 箇 所 及 び 作 業 内 容	区 域	作 業 箇 所	作 業 の 内 容
派 遣 を 希 望 す る 人 員 車 両 、 航 空 機 、 資 材 等	人 員	車 両 ・ 航 空 機 等	資 材 等
	人	台 台 台	
連 絡 場 所 、 連 絡 責 任 者 宿 泊 施 設 の 状 況	連 絡 場 所	連 絡 責 任 者	宿 泊 施 設 の 状 況
そ の 他 の 必 要 事 項			

**様式— 28 様式（長野県消防防災航空隊出動要請）**

長野県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話 0263-85-5511.5512

FAX 0263-85-5513

航空隊受信時間	時 分現在				
1 要請機関名	TEL		発信者		
2 災害種別	(1)救急	(2)救助	(3)火災	(4)災害応急	(5)その他
3 要請内容	救助	救急	空中消火	偵察	物資輸送 傷病者搬送 他( )
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	番地				
	平成	年	月	日	午前・午後 時 分頃
5 気象条件 (現場)	視程	m	天候	雲量	(高 m) 風向 風速 m/s 気温 ℃ ( 警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名				
7 通信手段 (現場)	無線種別 (全国波・県波・市町村波)				
	現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)				
8 傷病者等	氏名	年齢	歳	性別	男・女
9 傷病名・症状					
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出勤先 所在地 及び 目標 (病院名)			搬送先 所在地 及び 目標 (病院名)	
11 要請日時	平成				
12 他の航空機の 活動要請	(有・無)	機関名	機数	機	

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名				
	無線機別	(全国波・県内波)		コールサイン	
2 到着予定時間	平成	年	月	日	( 曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分				
4 必要資機材					
※ その他の特記事項					

航空隊担当者

様式—29 様式（避難所の設置及び収容状況）

避難所の設置及び収容状況

避難所名所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員
			人	日間	人
計	既存建物	月 日から		日間	人
		月 日まで			
	野外仮設	月 日から		日間	人
		月 日まで			

- 1) 「種別」欄は、既存建物の場合と野外仮設に区分すること。
- 2) 「計」欄には、既存建物利用場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

## 被災証明申請書

大鹿村村長 様

申請人住所

申請人氏名

印

被災内容

被災年月日	平成 年 月 日 ( ) ~ 日 ( ) 午前 時 ~ 午前 時にかけて 午後 時 ~ 午後 時にかけて
災害の種別	台風 号  雨 浸水の場合 床上 cm 床下 cm  風 ( ) 地震 ( ) 火災 ( ) その他 ( )
被災箇所	家屋 (居間・台所・風呂場・その他) 合計 m <sup>2</sup> 店舗 m <sup>2</sup> 事務所 m <sup>2</sup> 工場 m <sup>2</sup> その他
備考	

平成 年 月 日

上記のとおり被害を蒙ったことを証明願います。

## 被災証明書

申請人住所

申請人氏名

被災内容

被災年月日	平成 年 月 日（ ）～ 日（ ） 午前 午前 午後 時 ～ 午後 時にかけて
災害の種別	台風 号  雨 浸水の場合 床上 cm 床下 cm  風（ ） 地震（ ） 火災（ ） その他（ ）
被災箇所	住所 家屋（居間・台所・風呂場・その他） 合計 m <sup>2</sup> 店舗 m <sup>2</sup> 事務所 m <sup>2</sup> 工場 m <sup>2</sup> その他
備考	

上記のとおり被害を蒙ったことを証明いたします。

平成 年 月 日

大鹿村村長

## 様式—32 様式（危険箇所調査）

### 危険箇所調査報告書

年 月 日

殿

調査員

災害危険箇所について調査を実施しましたので、下記の通り報告いたします。

調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
調査箇所	地 域	項 目	箇 所 数
			箇所
			箇所
			箇所
			箇所
異常箇所 と 状況	異 常 個 所		状 況
必要措置			
その他			

- 1) 調査箇所については、地域と項目別に箇所数を記入する。
- 2) 異常箇所及び必要措置について多数ある場合は、総括的なことを記入し、別紙に詳細をまとめて報告する。

様式— 33 様式（緊急通行車両確認）

		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
長野県公安委員会 殿		
		氏名 <span style="float: right;">⑩</span>
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

## 協定

## 協定— 1 協定書等一覧

協定名	協定年月日	目的	相手方
災害時における飯伊 18 市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那郡特定郵便局との相互応援協定	平成 9 年 9 月 1 日	飯田市及び下伊那地域の郵便局が相互に他力して必要な応急対策等を円滑に遂行するため	飯伊広域行政組合長 田中 秀典 飯田郵便局長 菅沼 進 飯田市・下伊那地域特定郵便局代表 龍江郵便局長 嶋岡 史農夫 下伊那郡町村会長 近藤 和夫
災害時の医療救護についての協定	平成 15 年 11 月 1 日	医療救護に対する協力に関し必要な事項を定める	飯伊地区包括医療協議会長 蟹江 孝之 飯田下伊那医師会長 唐澤 弘文 飯田下伊那歯科医師会長 加藤 進
医療救護活動実施細目	平成 15 年 11 月 1 日	災害時の医療救護についての協定に基づき実施の細目を定める	飯田下伊那薬剤師会長 遠山 逸雄 立会人 南信州広域連合 田中 秀典
南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定	平成 18 年 1 月 13 日	広域連合内の被災市町村に対し、応援活動を行うための協定。	南信州広域連合他 15 市町村
大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定	平成 23 年 3 月 2 日	隊規模土砂災害等の発生時における減災活動や災害対応等を円滑に進めるため、相互に協力することに関して必要事項を定める。	長野県駒ヶ根市上穂南 7 番 10 号 国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所 所長 草野 慎一
災害時の情報交換に関する協定	平成 23 年 3 月 30 日	重大な災害が発生し又は発生のおそれのある場合において、整備局長及び村長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。	名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番地 1 号 国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治
長野県市町村災害時相互応援協定	平成 23 年 12 月 16 日	県内の市町村において災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置を円滑に遂行するため	長野県地域
長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	平成 8 年 4 月 1 日	長野県市町村災害時相互応援協定の実施に関し必要事項を定める	

協定名	協定年月日	目的	相手方
災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	平成26年3月4日	災害時にLPガスの供給に関する協力について必要事項を定める	長野県飯田市鼎切石4625番地1 長野LP協会飯伊支部 支部長 尾澤 英治 長野県中野市中御所1丁目16番13号 一般財団法人長野県LPガス協会 会長 小林 芳夫
三遠南信災害時相互応援協定	平成26年11月1日	三遠南信地域に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため	三遠南信地域
中部伊那町村消防相互応援協定	平成28年1月19日	中部伊那町村の消防力を活用して該当火災による住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の安寧秩序を保持する。	飯島町長 下平洋一 中川村長 曾我逸郎 松川町長 深津 徹 立会人 飯島町消防団長 塩澤正登 中川村消防団長 山岸俊弘 松川町消防団長 宮澤武彦
大鹿村災害緊急放送に関する協定	平成29年7月4日	緊急放送を通じて被害予防と軽減を図り、村民生活の安全安心の確保に寄与する	飯田市常磐町41 飯田エフエム放送株式会社 代表取締役社長 小池 孝司
災害時における相互協力に関する協定書	令和元年7月10日	村で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に円滑な相互連携・協力を図る。	中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー 林克彦
災害時における相互協力に関する協定書	令和2年9月15日	地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合に円滑な相互連携・協力を図る。	東日本電信電話株式会社 長野支店長 榎本佳一
災害に係る情報発信等に関する協定	令和3年12月24日	村内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、村が村民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ村の行政機能の低下を軽減させるため、協力して様々な取組みを行うこと。	ヤフー株式会社 代表取締役 川邊健太



## 条例・規則

## 条例・規則— 1 大鹿村防災会議条例

昭和38年 6 月29日 条例第12号

### 改正

昭和51年 9 月30日 条例第22号  
昭和58年 7 月 4 日 条例第17号  
平成15年 3 月17日 条例第 1 号  
平成18年 3 月16日 条例第 7 号  
平成19年 3 月16日 条例第 9 号

### 大鹿村防災会議条例

#### (目的)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき大鹿村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

#### (所掌事務)

**第 2 条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大鹿村地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

#### (会長及び委員)

**第 3 条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副村長
- (2) 教育長
- (3) 議会議長及び副議長
- (4) 消防団長及び副団長
- (5) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
- (6) 村の職員から村長が指名する者
- (7) 南信州広域連合の消防長又は当該連合の消防職員のうちから村長が任命する者
- (8) 長野県の職員のうちから村長が任命する者
- (9) 指定行政機関の職員のうちから村長が任命する者
- (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- (11) 村の補助機関その他団体等の役職員のうちから村長が必要と認め任命する者
- (12) 学識経験者

#### (専門委員)

**第 4 条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、村の職員、長野県の職員、関係地方行政機関の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

#### (議事等)

**第 5 条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和51年 9 月30日 条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和58年 7 月 4 日 条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成15年3月17日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月16日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月16日条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 条例・規則— 2 大鹿村地震災害警戒本部条例

平成14年6月26日条例第14号

### 改正

平成19年3月16日条例第9号

#### 大鹿村地震災害警戒本部条例

(目的)

**第1条** この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、大鹿村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地震警戒本部の組織及び運営に関する事項
  - (2) 地震防災応急対策要員の参集に関する事項
  - (3) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
  - (4) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務
- (組織)

**第3条** 警戒本部に、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「警戒本部員」という。）及びその他の職員（以下「本部職員」という。）を置くことができる。

- 2 本部長は、村長をもって充て、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、村長が副村長、教育長のうちから任命し、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充て、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
  - (1) 各課・所長のうちから村長が任命する者
  - (2) 消防団長
  - (3) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (4) 村の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから村長が任命する者
- 5 本部職員は、村の職員のうちから村長が任命する。

(1) 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部の設置)

**第4条** 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に次の部を置くことができる。

(1) 総務部、環境衛生部、保健福祉部、土木経済部、教育部、医療部、施設部

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指定する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指定する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、本部長が指定する本部員がその職務を代理する。

5 第1項に規定する各部の職務は大鹿村地域防災計画による。

(会議)

**第5条** 地震防災会議（以下「防災会議」という。）は、第3条に掲げる者より構成し、必要により本部長が召集し、本部長は会議の議長になる。

(代決事項)

**第6条** 本部長不在のときは副本部長が、本部長副本部長共に不在のときはあらかじめ本部長が指定した本部員がその事務を代決する。

(雑則)

**第7条** 前各条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

昭和44年12月11日規則第8号

改正

昭和50年12月24日規則第10号

昭和56年12月31日規則第5号

平成9年3月24日規則第14号

平成15年3月17日規則第1号

平成22年3月19日規則第5号

大鹿村消防団規則

(分団の設置)

**第1条** 大鹿村消防団（以下「消防団」という。）に本部及び分団を置く。

2 前項の本部及び分団の名称を「本部」及び「第1分団」とし、区域は大鹿村全域とする。

(分団及び班)

**第2条** 前条の本部及び分団に班を置く。

2 前項の班は、別表のとおりとする。

(幹部)

**第3条** 消防団に団長のほか、次の幹部を置く。

副団長2名以内 本部長1名 分団長2名以内

副本部長1名 副分団長4名以内 部長6名以内

班長10名以内

(幹部の任免)

**第4条** 副団長、本部長、分団長、副本部長、副分団長、部長、班長は、団員の中から村長の承認を得て団長がこれを命免する。

(団長の職責)

**第5条** 消防団長（以下「団長」という。）は、団の事務を統轄し、団員及び消防協力員を指揮して、法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、村長に対しその責に任ずる。

2 団長に事故があるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故があるときは団長の定める順序に従い他の幹部が団長の職務を行う。ただし、この場合、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によって、その職務を行うことのできない場合を除いては、副団長、本部長、分団長、副本部長、副分団長、部長、班長の命免を行うことはできない。

(任期)

**第6条** 団長、副団長の任期は2年とし、分団長、副分団長、部長（機関長、ラッパ長、救護長）班長の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。ただし、本部長、副本部長及び本部班長は、この限りでなくまた役職の重任を妨げない。

（宣誓）

**第7条** 新たに団員となった者（常勤のものを除く。）は、その任命権者の面前において、別記様式宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

（水、火災その他の災害出動）

**第8条** 消防車が災害現場に赴くときは、交通法規の定める走行料に従うとともに、正当な交通を維持するため必要なサイレンを用いなければならない。ただし、引揚の場合の警戒信号は、鐘又は警笛による。

**第9条** 災害出動又は引揚の場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- （1） 責任者は、機関担当者の隣席に乗車すること。
- （2） 消防車の機関員は、技術の最も優秀なものに担当させること。
- （3） 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- （4） 団員並びに消防職員以外の者を消防車に乗車させないこと。
- （5） 消防自動車には過剰乗車させないこと。
- （6） 消防車は、一列縦隊で安全な距離を保って走行すること。
- （7） 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追い越さないこと。
- （8） その他交通法規を遵守するほか、乗務員を指揮して事故の防止に努めること。

**第10条** 消防団は村長の許可を得ないで、村の区域外の水、火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

（消火及び水防等の活動）

**第11条** 水、火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して、生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて、水、火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

**第12条** 消防団が水、火災その他の災害現場に出動した場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 消防団長の指揮の下に行動すること。
- （2） 消防作業を真剣に行うこと。

(3) 放水口は最大限度に使用し消火作業に収めるとともに、火災の損害及び濡損を最小限度に止めること。

(4) 分団は、相互に連絡協調すること。

**第13条** 水、火災その他の災害現場において、死体を発見したときは、責任者は村長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。

**第14条** 水、火災その他の災害の現場にある責任者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 災害の状況を逐次村長に報告すること。

(2) 火災の現場においては、原因の調査に必要な現場保存に努めること。ただし、放火の疑いある場合は、直ちに村長及び警察職員に通報するとともに事件は慎重に取扱い、公表は差し控えること。

(3) 村長の命があった場合は、火災原因の調査を行うこと。

(文書簿冊)

**第15条** 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

(1) 団員名簿

(2) 沿革誌

(3) 日誌

(4) 出動名簿

(5) 教養訓練実施簿

(6) 設備資材台帳

(7) 区域内2,500分の1の全図（交通、水利、不燃性及び主要建物を記載したもの最低3枚）

(8) 地理、水利要覧

(9) 給貸与品台帳

(10) 諸令達綴

(11) 災害報告綴

(12) 消防法規例規綴

(13) 火災予防査察綴

(14) 雑書綴

(設備資材)

**第16条** 消防団は、次の設備資材を備え、常に使用し得る状態におかねばならない。

(1) 消防団旗

(2) まとい

(3) 消防団員の詰所の設備

- (4) 通信及び信号設備
- (5) 消防ポンプ
- (6) 機械器具置場
- (7) 水防資材置場及び水防資材
- (8) 提灯、照明具及び標識旗
- (9) メガホン、サイレン、ラッパ、その他警報用具
- (10) 警鐘
- (11) 水管車
- (12) 運搬用消火器
- (13) 水桶
- (14) 梯子
- (15) 破壊器具、とび口、刺又、斧、掛矢、鋸、ロープ、円びの類
- (16) 救助袋、救助幕
- (17) 救急用薬品類
- (18) 担架
- (19) 天幕
- (20) 工作器具
- (21) 消防団服
- (22) 図板、巻尺、折尺、磁石
- (23) 簡易風速計、湿度計
- (24) その他消防上必要なもの  
(教養及び訓練)

**第17条** 団員は、団員の品位の陶冶及び実施に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこの訓練を行わなければならない。

(年次計画)

**第18条** 団長は、消防業務につき、次により年次計画を樹て団員に周知させなければならない。

- (1) 団員の招集方法及び場所
- (2) 本村の火災、水災の防ぎよ予定録
- (3) 水利計画及び水防統制地区の指定
- (4) 水災危険区域と水防資材の収集計画
- (5) 予防査察及び危険物取締計画
- (6) 応援計画

(表彰)

**第19条** 村長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たって功労特に抜群である場合、これを表彰することができる。

2 前項のほか、必要により団員については団長が表彰することができる。

**第20条** 前条の表彰は、次の2種とする。

(1) 賞詞

(2) 賞状

2 賞詞は団員に、賞状は消防団に対して授与する。

**第21条** 村長が次に掲げる事項について、功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

(1) 水、火災の予防又は鎮圧

(2) 消防施設強化拡充についての協力

(3) 水、火災の現場等における人命救助

(4) 消防団の消防活動に対してなした協力

(訓練、礼式及び服制)

**第22条** 団員の訓練、礼式及び服制は、消防庁の定める準則によるほか、必要な事項は、別に定めるところによる。

#### 附 則

1 この規則は、昭和44年12月11日から施行する。

2 昭和23年3月31日規則第5号の規則は、廃止する。

**附 則** (昭和50年12月24日規則第10号)

この規則は、昭和51年1月1日から施行する。

**附 則** (昭和56年12月31日規則第5号)

この規則は、昭和57年1月1日から施行する。

**附 則** (平成9年3月24日規則第14号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年3月17日規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月19日規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**別表** (第2条関係)

機関班 救護班

第1分団

第1班（落合を除く大河原全域）、第2班（落合及び鹿塩全域）

別記様式（省略）

## 条例・規則—4 大鹿村無線施設設置及び管理に関する条例

平成2年3月15日条例第18号

### 改正

平成7年5月12日条例第2号

平成18年6月20日条例第15号

### 大鹿村無線施設設置及び管理に関する条例

#### (目的)

**第1条** この条例は、大鹿村無線施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (設置)

**第2条** 山村の情報連絡網の整備を図るとともに住民の生活の環境整備を維持するため大鹿村無線施設（以下「無線施設」という。）を設置する。

#### (名称及び位置)

**第3条** 無線施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	大鹿村同報無線施設	
位置	無線親局 中継局 再送信局 遠隔制御局 無線野外局 無線個別受信機	大鹿村役場 大鹿村南山 大鹿村北の原 村長が指定した位置 村長が指定した位置 全戸

#### (業務の内容)

**第4条** 第2条の設置の目的を達成するため電波関係法令に従い次の業務を行う。

- (1) 農林業、生活関係事項の情報連絡
- (2) 非常災害予防及び気象予報の伝達
- (3) 行政広報及び推進に関する事項の伝達
- (4) 非常災害その他緊急事項の通報及び伝達
- (5) その他村長が必要と認める事項の通達

#### (業務の区域)

**第5条** 無線の業務を行う区域は、大鹿村全域とする。

#### (遠隔制御施設)

**第6条** 同報無線施設は、子機として遠隔制御装置を設置する。

#### (施設の保全)

**第7条** 無線施設の管理者は、定期又は随時施設の点検を行い常に良好な管理に努めるとともに異状があったときは、速やかにこれを補修しなければならない。

2 無線施設の補修は、村長が指定する以外の者がこれを行うことができない。

(受信料又は維持費)

**第8条** 受信施設の受信料は、無料とする。ただし、維持管理費として別に定める金額を徴収するものとする。

(受信施設の設置及び修理費等)

**第9条** 受信者は、受信施設の修理又は移転を行った場合は、修理又は移転に要した費用は受信者が負担するものとする。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成7年5月12日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成18年6月20日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例・規則— 5 長野県災害義援金配分委員会会則

### (目的)

第1条 本委員会は災害により被害を受けた被災者を救援するため、長野県における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

### (名称)

第2条 本委員会は長野県災害義援金配分委員会（以下「委員会」という）と称する。

### (所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。
- (2) その他必要な事項

### (組織等)

第4条 委員会は、第1条の目的に賛同し、協力する次の機関または団体（以下「構成団体」という。）をもって組織するが、被害の状況により他の関係機関、団体等を構成団体に加えることができる。

- (1) 長野県
- (2) 長野県市長会
- (3) 長野県町村会
- (4) 日本赤十字社長野県支部
- (5) 長野県共同募金会
- (6) 長野県社会福祉協議会
- (7) NHK長野放送局

### (委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

- 2 委員は会議に出席し事案を協議する。

### (委員長等の職務)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

### (監事)

第7条 委員会に監事2名を置く。

- 2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

### (会議)

第8条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

### (事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、長野県危機管理部危機管理防災課（災害対策本部室）に事務局を置く。

### (意見の聴取)

第10条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて防災関係機関等から意見を求めることができる。

(附則)

この会則は、平成〇年〇月〇日から実施する。

## 条例・規則—6 要配慮者施設避難確保計画（水防法第 15 条の 3、土砂災害防止法第 8 条の 2 関係）

国 水 政 第 12 号  
平成 29 年 6 月 19 日

各地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長  
各都道府県知事  
各指定都市の長  
（独）水資源機構理事長

殿

国土交通省水管理・国土保全局長

### 水防法等の一部を改正する法律の施行について

「水防法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）は平成 29 年 5 月 19 日に、「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成 29 年政令第 158 号）及び「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」（平成 29 年国土交通省令第 36 号）は、平成 29 年 6 月 14 日にそれぞれ公布され、いずれも平成 29 年 6 月 19 日に施行されたところである。

近年、全国各地で水害が頻発、激甚化する中、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨による被害を受け、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を進めてきたところであるが、平成 28 年 8 月には台風 10 号等の一連の台風によって国管理河川の支川や都道府県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生する事態となった。これらの中小河川では、人的、財政的制約がある中で、直ちに堤防整備等のハード対策による対応を行うことには限界があることから、水害リスク情報の共有や地域一体となった避難確保体制の整備といったソフト対策や、既存ストックを活用したハード対策が一層求められているところである。

今回の改正法は、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるものである。

改正法の施行については、このような趣旨を踏まえ、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、各都道府県知事におかれては、速やかに関係事項を貴管内関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、水防行政、河川行政及び土砂災害防止行政の運営に万全を期されるようお願いする。

また、今回の改正法に合わせ、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」を国土交通省としてとりまとめ、近日中に各都道府県知事及び各指定都市の長等に向けて通知する予定である。

この計画に基づく取組も一体として、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、先の水害のような被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を推進するようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

記

### 第一 水防法関係

## 1 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画作成等の義務化等（水防法第15条の3関係）

### （1）改正の趣旨

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置については、各事業法における取組として、例えば、社会福祉施設について「非常災害に関する具体的計画」の策定と避難訓練の実施が定められるなど（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第82条の2）、各個別法及び各事業所管官庁からの通知等により災害時の避難確保や日頃の避難訓練の実施の推進が図られてきたところである。また、これまでも、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）内に位置し、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定めることで、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下第一において「避難確保計画」という。）の作成及び避難確保計画に基づく洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練（以下「避難訓練」という。）に係る努力義務が課されていた（水防法第15条第1項第4号ロ及び改正前の同法第15条の3）。

しかしながら、平成28年3月末時点で対象となる全国の要配慮者利用施設31,208施設のうち、水防法に基づく避難確保計画を作成している施設は未だ716施設にとどまっている。また、平成28年8月に発生した台風10号による豪雨災害では、小本川（岩手県）の氾濫によって高齢者利用施設が浸水し、その利用者9名が命を落とす痛ましい被害が発生する事態となった。当該施設では火災についての避難マニュアルは作成されていたものの、各種の洪水発生に関する警報とこれに応じて要配慮者がとるべき避難行動等を定めた水害に関する避難計画等は作成されておらず、実際、当該施設の管理者は市町村から発令された避難準備情報の意味（要配慮者利用施設の利用者が避難を開始すべきこと）を理解できていなかった。

このような状況を踏まえ、改正法では、要配慮者利用施設の利用者の避難の確保を確実なものとするため、避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を努力義務から義務に改めることとするものである。

### （2）避難確保計画の作成の義務化

#### 1）対象となる要配慮者利用施設について

避難確保計画を作成する義務が課される要配慮者利用施設とは、浸水想定区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、市町村防災会議又は市町村長（以下「市町村長等」という。）が市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めた施設である（水防法第15条第1項第4号ロ）。

具体的にいかなる施設を市町村地域防災計画に定めるかは、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて各市町村長等において個別具体的に判断していくこととなるが、例えば、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校）等が想定される。

また、市町村地域防災計画に定める施設については、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努められたい。

#### 2）避難確保計画の作成について

対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、水防法施行規則第16条の定めるところにより、要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項や洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成しなければならない義務が課されることになる。

各市町村におかれては、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等に水害の危険性等を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことが望ましい。また、都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）は避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、下記 1（2）3）に示す①「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」を情報提供することや、同②「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を活用して避難確保計画の内容を指導するなど、連携して積極的に支援を行うとともに、その作成状況を確認することが望ましい。

なお、ここでいう「所有者」とは当該要配慮者利用施設について所有権を有する者を、「管理者」とは当該要配慮者利用施設について法律、契約又は慣習上の管理権を有する者を指すものである。「管理者」のみならず「所有者」にも避難確保計画の作成を求めることができることとしているのは、通常、避難確保計画の作成は管理者が行うことが想定されるが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合、各施設の管理者がそれぞれ存在することから、複数の要配慮者利用施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことが望ましいこともあり得るからである。

### 3) 避難確保計画作成に係る国の支援について

避難確保計画の作成を支援するため、国土交通省では関係省庁と連携して次の参考資料を提供している。都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）においてはこれらも活用して避難確保計画の作成促進に努められたい。

- ① 「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」（平成 29 年 6 月改訂）
- ② 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（平成 29 年 6 月作成）

また、今後、モデルとなる地区において国土交通省及び関係機関が連携して避難確保計画を検討・作成し、そこで得られた知見を展開するなど、更なる支援策を講ずる予定である。

### (3) 避難訓練の実施の義務化

避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、当該計画の定めるところにより、避難訓練を実施する義務が課されることになる。避難訓練の具体的な内容は各避難確保計画の内容によることになるが、洪水予報等の情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うことが望ましい。また、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするためには、要配慮者利用施設の職員による机上訓練のみならず、同施設の状況も踏まえつつ、できる限り利用者も参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

### (4) 市町村長による指示及び公表

市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる（水防法第 15 条の 3 第 3 項）。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができる（同条第 4 項）。

ここでいう「正当な理由」とは、災害等の天変地異や事件、事故等、指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責によらない事情によって避難確保計画を作成することができない場合等、避難確保計画の作成義務を一時的に免除することが社会通念上許容される程度の理由をいうものである。

なお、避難確保計画を実効性のあるものとするためには要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的にこれを作成することが重要であることに鑑み、この指示や公表を行う際は、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

### (5) 留意事項

要配慮者利用施設における避難確保について、同施設の職員だけで対応することが難しい場合には、市町村や消防機関、地域社会等が連携して地域全体で支援する体制を構築することが重要である。

このため、各市町村は、避難誘導を援助する消防機関や自主防災組織と要配慮者利用施設の連携体制の構築を支援することや、自ら避難訓練を主催して要配慮者利用施設や関係機関の参画を得ること、要配慮者利用施設が実施する訓練に協力・参画することなどを通じ、地域一体となった要配慮者利用施設の避難確保体制の構築に努められたい。

中間 略

### 第三 土砂災害防止法関係

#### 1 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画作成等の義務化等（土砂災害防止法第8条の2関係）

##### (1) 改正の趣旨

改正法により、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域（同法第7条）内に存する要配慮者利用施設であって市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められたもの（同法第8条第1項第4号）についても、水防法と同様、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けることとしている。

洪水等の水害と土砂災害は、その主たる原因が降雨であること、一降雨の期間中に水害と土砂災害がほぼ同時に発生する場合があること、洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域は近接・重複することが多いことなどから、密接な関連を有する災害であるといえるため、今回一括して同様の措置を講ずることとしたものである。

##### (2) 避難確保計画の作成の義務化

###### 1) 対象となる要配慮者利用施設について

避難確保計画を作成する義務が課される要配慮者利用施設は、土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、市町村長等が市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めた施設（土砂災害防止法第8条第1項第4号）である。要配慮者利用施設の具体例としては、**上記第一（2）1）**のとおりである。

また、市町村地域防災計画に定める施設については、土砂災害警戒区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努められたい。

###### 2) 避難確保計画の作成について

対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、土砂災害防止法施行規則第5条の2の定めるところにより、要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した訓練の実施に関する事項を定めた計画（以下第三において「避難確保計画」という。）を作成する義務が課されることになる。

各市町村におかれては、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等に土砂災害の危険性を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことが望ましい。また、都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）は避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、**下記1（2）3）**に示す①「**要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き**」を情報提供することや、同②「**水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル**」を活用して避難確保計画の内容を指導するなど、連携して積極的に支援を行うとともに、その作成状況を確認することが望ましい。

なお、ここでいう「所有者」と「管理者」の意義については、**上記第一（2）2）**を参照されたい。

### 3) 避難確保計画作成に係る国の支援について

避難確保計画の作成を支援するため、国土交通省では関係省庁と連携して次の参考資料を提供している。都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）においてはこれらも活用して避難確保計画の作成促進に努められたい。

- ① 「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（平成29年6月作成）
- ② 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（平成29年6月作成）

また、今後、国土交通省及び関係機関が連携して地域一体となった避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関するモデル地区における知見を展開するなど、更なる支援策を講ずる予定である。

### (3) 避難訓練の実施の義務化

避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、当該計画の定めるところにより、避難訓練を実施する義務が課されることになる。避難訓練の具体的な内容は各避難確保計画の内容によることになるが、土砂災害に関する情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うことが望ましい。また、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするためには、要配慮者利用施設の職員による机上訓練のみならず、同施設の状況も踏まえつつ、できる限り利用者也参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

### (4) 市町村長による指示及び公表

市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる（土砂災害防止法第8条の2第3項）。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができる（同条第4項）。

ここでいう「正当な理由」の意義については、**上記第一1(4)**を参照されたい。

なお、避難確保計画を実効性のあるものとするためには要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的にこれを作成することが重要であることに鑑み、この指示や公表を行う際は、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

### (5) 留意事項

要配慮者利用施設における避難確保について、同施設の職員だけで対応することが難しい場合には、市町村や消防機関、地域社会等が連携して地域全体で支援する体制を構築することが重要である。

このため、各市町村は、避難誘導を援助する消防機関や自主防災組織と要配慮者利用施設の連携体制の構築を支援することや、毎年6月の土砂災害防止月間を中心に取り組んでいる土砂災害・全国防災訓練において要配慮者利用施設や関係機関の参画を得ること、要配慮者利用施設が実施する訓練に協力・参画することなどを通じ、地域一体となった要配慮者利用施設の避難確保体制の構築に努められたい。

## 第四 その他

要配慮者利用施設における避難確保計画又はこれに基づく避難訓練の実施について市町村が行う補助や、浸水被害軽減地区における標識設置、浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等、改正法に基づく各種の取組については、防災・安全交付金による支援が可能である。各都道府県及び市町村におかれては、必要に応じこの支援も活用して取組の推進に努められたい。

また、各制度の運用について不明な点等ある場合は、地方整備局担当部局等に設けられた相談窓口にお問い合わせされたい。



大鹿村地域防災計画資料編

令和8年3月  
大鹿村防災会議

発行：大鹿村

編集：大鹿村 総務課

〒399-3502

長野県下伊那郡大鹿村大河原 354

TEL：0265-39-2001